

議 事 日 程

令和 7 年第 2 回浜中町議会定例会
令和 7 年 6 月 1 2 日 午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	発議案第 1 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 7	報告第 1 号	専決処分の報告について
日程第 8	報告第 2 号	専決処分の報告について
日程第 9	報告第 3 号	専決処分の報告について
日程第 1 0	報告第 4 号	令和 6 年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 1 1		一般質問
日程第 1 2	議案第 4 2 号	浜中町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 4 3 号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 4 4 号	浜中町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 4 5 号	浜中町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
日程第 1 6	議案第 4 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 1 7	議案第 4 7 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 1 8	議案第 4 8 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 1 9	議案第 4 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 2 0	議案第 5 0 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(開会 午前 10 時 00 分)

開 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） ただいまから令和 7 年第 2 回浜中町議会定例会を開会します。

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、1 番三上浅雄議員及び 2 番渡邊秀治議員を指名します。

日程第 2 議会運営委員会報告

○議長（落合俊雄君） 日程第 2、議会運営委員会報告をします。

本件につきましては、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

1 番三上浅雄議員。

○1 番（三上浅雄君）（登壇） 議会運営委員会委員長報告を行います。

令和 7 年第 2 回定例会の開催に向け、過日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

委員会は 6 月 5 日に開催いたしました。

お手元に配付の本委員会報告書に記載した内容のうち、主な事項について報告をいたします。

本定例会に上程された議案等ではありますが、その件数及び内容等につきましては報告書に記載のとおりであります。また、議事の日程についても各議席に配付したとおりであります。

次に、一般質問ではありますが、議長に対し、議員 3 名より 5 件の通告がありました。

発言の順序については通告順にするものとし、時間制限 60 分以内の一問一答方式で行います。

報告議案に関しては、順次、所定の方法により、審議を進めてまいります。

以上、協議結果の主な事項について申し上げましたが、本定例会に通告のあった一般質問並びに上程されました議案等の件数及びその内容を勘案し、慎重に協議を重ねた結果、本定例会の会期につきましては本日から１３日までの２日間と決定いたしました。

つきましては、本定例会の議事運営に対しまして、議員各位のご協力をいただけますようお願いを申し上げまして、議会運営委員会報告といたします。（降壇）

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

日程第３ 会期の決定

○議長（落合俊雄君） 日程第３、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から１３日までの２日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から１３日までの２日間とすることに決定いたしました。

日程第４ 諸般報告

○議長（落合俊雄君） 日程第４、諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりであります。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第５ 行政報告

○議長（落合俊雄君） 日程第５、行政報告を行います。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 本日は、第2回浜中町議会定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さきの議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。報告が多岐にわたり時間を要しますこととお許し願います。

3月31日、厚岸町・浜中町・厚岸警察署犯罪被害者等支援に関する協定締結式が厚岸町役場で開催されました。これは、令和7年4月1日から、厚岸町、浜中町の両町で施行された犯罪被害者等支援条例に基づき、厚岸町と厚岸警察署、浜中町と厚岸警察署とが相互連携や協力、個人情報の適正な取扱いを行うため、必要な事項を定めた協定を締結したものであります。今後、犯罪被害者等に特化した条例を町民の皆様に広く知っていただき、行政としても必要な取組を進めてまいります。

4月1日、町職員の事務分掌異動と新規採用の辞令交付式を行っております。

課長職では、異動が5名で、うち、昇格が2名、降任が2名、係長職では、異動が15名で、うち、昇格が1名、主査が6名、係が14名、新規採用者が3名となっております。

4月21日、浜中町地域おこし協力隊着任式が役場本庁舎で開催されました。

このたび、地域おこし協力隊に新たに6人が着任し、移住交流コーディネーターを静岡県出身の竹田亨平さんに、タウンプロモーション推進員を大阪府出身の丸亀耕平さんと東京都出身の曾根原麻由さんに、観光振興PR支援員を埼玉県出身の林洋介さん、福井県出身の吉井萌里さん、福島県出身の眞弓剛さんにそれぞれ委託をしたところであります。

協力隊の皆様には、霧多布地区にあるココカラを拠点に、移住定住の促進やまちの魅力発信、観光支援などに取り組んでいただきます。

町民との交流などを通じ、充実した日々を過ごされながら、今まで培われてきた知識や経験を遺憾なく発揮し、まちににぎわいと活気をもたらしていただけることを期待しているところでございます。

4月28日、第21回有限会社浜中町就農者研修牧場定時株主総会が浜中町農業協同組合本所で開催され、令和6年度の事業内容及び決算が承認されましたので、参考資料としてお手元に配付させていただきました。

令和6年度は法人創立以来21年目となり、新規就農者研修牧場として着実に成果を上げているところであります。

昨今の酪農情勢のあおりを受けて、飼料や生産資材、光熱費の高騰はあったものの、経営努力により営業利益が計上できる内容となっております。

法人では、厳しい酪農環境にも対応できる酪農経営者を養成すべく研修内容の充実を図り、運営面ではコスト低減による経営基盤の安定を目指して努力してまいりました。

令和6年度は、茶内地区に1組の独立就農者があり、現在、研修生1組、2名が新規就農を目指して研修をしております。

経営の内容でございますが、資料3ページをご覧ください。

経産牛は216頭、法人全体の生乳生産量は1698トン、4ページ2段目の生乳売上

高は１億６７１９万円となり、前年度と比較して乳量は１７８トンの減、生乳売上高も８９９６万円の減となりました。

また、５段目の育成牛販売高１６９９万円のほか、町の負担金を含めまして、１０段目の純売上高は２億６３０１万円となりました。

支出につきましては、経営費として飼料、養畜費、地代、賃借料など、３３段目の１億９９７３万円と４６段目の販売費及び一般管理費４６１７万円などであり、これらを差し引いた最終的な当期純利益は最下段の１５２６万円となりました。

当期利益額は、８ページ下段の令和６年度利益処分は１５５６万円となりますが、利益処分額として利益準備金、配当金、別途積立金を控除した３０万円が次期繰越利益金となりました。このことから町へは当初予算計上どおりの２０万円が配当されることとなりました。

次に、令和７年度の事業計画であります。研修生には、放牧の実施など、粗飼料を基本としたこの地域の酪農経営をしっかりと学んでもらい、浜中酪農の担い手となるよう指導を行ってまいります。また、今後も継続的な新規就農希望者の確保に向け、ＳＮＳやウェブ相談の実施などにより浜中の取組を発信し続けるとともに、着実に浜中町に定着できるよう、各関係機関と連携して取り組んでまいります。

１１ページの令和７年度事業計画では、１段目の計画乳量は１１４８トン进行計画しており、これにより、収支計画は１０段目の純売上高１億８６０１万円で、経費の節減と効率的な経営に努め、経営黒字を目指し、努力をしております。

以上、有限会社浜中町就農者研修牧場の運営状況についての報告といたします。

次に、５月２１日、浜中町災害ボランティアセンター設置運営等に関する協定締結調印式を実施しております。この協定は、浜中町と社会福祉法人浜中町社会福祉協議会との間で、本町において災害が発生した場合に災害時応急対応活動として行う災害ボランティアセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために双方が果たすべき役割と協力事項を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とするもので、調印式では、安藤義幸会長と災害ボランティア活動における連携強化や地域住民の安全、安心を守る協力体制を図ることを約束したところであります。

５月２４日、浜中町津波防災避難訓練を実施しております。この訓練は、昭和３５年発生の中里地震津波を教訓とし、今後起こり得る巨大地震、津波災害に備え、いち早く高台に避難することを目的として毎年実施しているものであります。

訓練内容は、午前６時３０分に釧路沖を震源とするマグニチュード８の地震が発生、浜中町では震度６強を観測したと想定し、訓練、大津波警報を発表、海岸地区住民２７６３人に対し、訓練、避難指示を発令、町内１７か所の避難場所に避難する訓練を実施いたしました。また、地震から身を守る安全確保行動訓練、津波防災ステーションによる水門等閉鎖訓練、移動系行政無線による情報伝達訓練なども同時に実施しております。

さらに、浜中消防署、浜中消防団、厚岸警察署などの関係機関による独自の訓練も行わ

れております。

当日の訓練避難者は565人、関係者も含めての参加者は726人、避難対象者に対する割合は26.3%となっております。

なお、実施状況等につきましては補足資料としてお手元に配付させていただいております。

また、当日午前10時から、防災意識の向上と行動力を高めるため、浜中町防災講演会を開催しております。

今回の講演会は、HBC——北海道放送の協力を得て、講演会とワークショップの2部構成で行いました。

第1部の講演会では、「その時、何を持って逃げますか？」と題し、HBCアナウンサーの近藤肇さんから、報道の視点を踏まえ、大変勉強となる講演をしていただきました。第2部のワークショップでは、「防災リュックを作ってみよう！」と題し、参加者がグループに分かれ、それぞれ防災リュックをつくりました。

私も参加しましたが、近藤アナウンサーの軽快なトークを交えながらの防災リュックづくりは非常に興味深く、参加者からも今年の講演会はよかったとの声もいただいております。今後とも、津波避難訓練、講演会などの訓練・啓発活動に努めてまいります。

6月1日、小樽市において、第1回北海道豊かな海づくり大会が開催されました。この北海道豊かな海づくり大会は、一昨年、厚岸町で天皇皇后両陛下のご出席の下、開催されました全国豊かな海づくり大会を契機に、その機運をさらに醸成するため、北海道版としては初めて開催されました。

この大会では、北海道の豊かな海を守り、育て、次世代につなげるとともに、水産業の持続的な発展と地域の活性化を図ることを目的に式典が挙行され、参加者によるニシンの稚魚放流や後志管内の海産物加工品等の物産販売、さらには、子ども向けの体験型イベントなど、様々なイベントが開催されております。

式典では、北海道知事や地元の小樽市長をはじめ、市町村長、北海道選出の国会議員、さらには、全道漁協や水産関係団体の関係者など、約300人が列席され、大会テーマである「守りぬく 光り輝く 豊かな海」の下、大会宣言や地元水産高等学校の研究発表などが行われました。改めて、本町の豊かな海と水産資源を守り、育て、水産業の持続的な発展、さらには、次世代への継承などについて考えるよい機会となる大会となりました。

次に、口頭で農・漁業の最近における生産状況等について申し上げます。

初めに、農業の生産状況であります。

酪農を取り巻く情勢ですが、春先の肥培作業は、降雪が非常に少なかったことから、平年よりやや早く始まりましたが、4月中旬以降の断続的な降雨により、平年より遅れぎみに終えたところであります。

農業改良普及センター釧路東部支所によりますと、期間中の日照時間及び降水量は高温でありました昨年、一昨年と比較しますとおおむね平年並みに推移し、牧草の生育も、6

月 1 日現在で平年より 3 日早いものの、昨年より 5 日遅れとのことであります。

また、生乳生産量につきましては、5 月末現在で前年度同期との比較で 104.9%となっております。

今後は、昨年にも増して良質な牧草の収穫による生乳の増産につながることを期待しているところであります。

次に、漁業の生産状況であります。

まず初めに、昨年、操業見送りとなった棹前昆布漁につきましては、両漁協が資源状況調査を 5 月下旬に行ったところ、生育が順調なことから、浜中漁協は 6 月 15 日から 30 日の間に 2 日間、散布漁協は 6 月 10 日から 30 日の間に 3 日間、操業時間は両漁協とも 1 日 2 時間となり、計画生産量は両漁協を合わせて 90 トンを予定しております。

また、成昆布漁につきましては、両漁協とも 7 月 5 日からの操業で、順調な生産が推移することを期待しているところであります。

次に、浜中漁協のホッキ漁ですが、桁引き漁は 3 月 24 日から 5 月 15 日まで操業、鎌堀漁は 4 月 28 日から 5 月 29 日までの操業で、合計で、5 月末現在、水揚げ量は対前年比 16.8%減の 210.7 トン、金額は 1.0%減の 1 億 4 5 2 0 万円となっております。

5 月 1 日に解禁となったサケ・マス漁は、散布漁協のみ 3 隻が操業、5 月末現在、水揚げ量は対前年比 81.6%減の 2.1 トン、金額は 8.3%増の 5 5 1 万円となっております。

春サケ定置網漁は、浜中漁協は 5 月 15 日、散布漁協は 5 月 1 日から解禁されており、5 月末現在、水揚げ量は対前年比 253.3%増の 5.3 トン、金額は 6 9 2.7%増の 8 9 5 万円となっております。

そのほか、ツブ籠漁、花咲ガニ漁、アイナメ籠漁、コマイ小定置網漁などの操業が行われております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 引き続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） さきの定例会から主なものについてご報告いたします。

3 月 13 日には、3 月 1 日に開催されました第 4 回極真全日本ジュニアファイナルカップ大会において準優勝というすばらしい成績を収められた石原龍牙さんの報告会を庁舎内で行いました。石原さんは、昨年 9 月に開催された第 18 回オープントーナメント全福島空手道選手権大会において優勝を飾り、今回の全日本ジュニアファイナルカップ大会への出場権を獲得し、見事に全国大会で準優勝の成績を収められました。

全国大会での準優勝という成績は快挙であり、長年にわたり地道に練習を積んでこられた石原さん、そして、指導に当たられてきた関係者、そして、応援された保護者の皆さんの思いが実を結んだすばらしい結果でありました。齊藤町長からは、石原さんへお祝いの

言葉と今後のさらなる活躍を期待して、励ましの言葉がかけられました。

14日には、町内3校の中学校において卒業式が行われ、35名に卒業証書が授与されました。

19日には、町内3校の小学校において卒業式が行われ、35名に卒業証書が授与されました。

また、当初14日に予定され、21日に延期実施された散布小中学校では、小学生5名、中学生1名に卒業証書が授与され、町内では、小学校で40名、中学校で36名、全ての児童生徒が卒業されました。どの学校におかれましても卒業式については参列した関係者から感動的な卒業式であったと聞いております。

4月2日には令和7年の浜中町教職員辞令交付式が本庁舎で実施されました。今年度は、異動してきた管理職9名及び町内異動を除く全ての教職員22名に辞令を交付しました。40分ほどの短い式でしたが、新しく始まる浜中町での教員生活に緊張感を持っておられる様子が強く感じられました。

7日には、入学式が10時より小学校で、そして、午後から中学校7校で挙行されました。そして、翌日の8日には北海道霧多布高等学校で入学式が挙行されました。

今年度の新入学者は、小学校で昨年度比同数の37名、中学校で昨年度比5名増の39名、高校で昨年度比2名増の15名、合計で91名となりました。

新入生にとっては、これからの学校生活への期待と希望にあふれる新たなスタートの日となりました。

17日には、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る目的から、全国学力・学習状況調査が実施されました。今年度は、小学校の第6学年、中学校の第3学年を対象に、国語、算数・数学、理科が実施されました。特に、中学校理科は文部科学省のオンラインシステムで実施されました。なお、結果については7月末に公表されます。

25日には浜中町育英事業奨学審査会が開催されました。今年度の給付金につきましては、昨年と同様、大学生、短大生、専門学生は月額1万1000円、高校生については5500円で、また、同一家庭、複数の場合も認めることとしてあります。

今回の申請者は、大学生、短大生が8名、専門学校生が10名、高校生が23名、計31世帯、41名でありましたが、審査の結果、26名に奨学金の給付を決定したところであります。

5月1日には屋外体育施設がオープンし、7日にはパークゴルフ場、8日には温水プールが使用できるようになり、スポーツシーズンが到来いたしました。

同日には、第1回浜中町少年少女国内派遣委員会が開催され、令和6年度の事業報告と反省、評価及び令和7年度の派遣事業の企画について協議をいただいたところであります。

1日、14日、20日には、小学校3校、中学校3校、小中併置校1校、高校1校で教育長訪問を実施しました。訪問する中で、それぞれ児童生徒の授業の様子と頑張っている

先生方の姿、そして、各学校としての本年度の重点的な取組などや学校施設の状況について説明を受けたところであります。それぞれの学校では子どもたちが落ち着いて学習している姿を間近で参観することができました。さらには、例年になく、高校も含め、職員同士の横のつながりが感じられ、職場がよい雰囲気教育活動に取り組んでいることが感じられました。

12日には、浜中町教育研究所5月全体集会が総合文化センターで開催され、小・中・高等学校の100名近い先生方が出席され、教師の指導力に直結し、教職員の資質向上へ寄与する教育研究所の果たす役割について認識の確認がされたところであります。

22日には、第1回浜中地区学校運営協議会の開催を皮切りに、23日には散布地区、29日には霧多布地区、今後、茶内地区でも学校運営協議会の開催が予定されております。

各地区の第1回目の開催に当たり、教育委員会から各委員の任命とともに、本学校運営協議会の制度の趣旨や委員の役割について改めて説明し、今後の本協議会の活発な交流活動を通してそれぞれの学校が地域とともにある学校となるよう、委員の皆様にはお願いしたところであります。

24日には、総合文化センターで第39回浜中町少年の主張大会が開催されました。町内の中学校4校を代表し、11名の生徒から、中学生らしい感性で、今の社会に望むことや思うこと、日常生活の中での体験や日頃考えていること、そして、未来への希望などについて発表していただきました。

審査結果を申し上げますと、最優秀賞には茶内中学校3年生の天川寧心さんの「2人1組になってください」、優秀賞には浜中中学校2年生の加茂なつきさんの「みりょく」、茶内中学校3年生の中澤歩希さんの「第一印象」のお2人に決定いたしました。

なお、最優秀賞の天川さんは、来る7月31日に釧路市立釧路小学校で開催されます釧路総合振興局地区大会に本町の中学生を代表して出場いたします。

6月9日には、国際ロータリー第2500地区母子の健康推進委員会から、本町に生理用品、昼用5箱3600枚、夜用4箱1296枚、合わせて4896枚の寄贈を受けました。本町では、防災備蓄及び各小・中・高等学校へ分配して活用いたします。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（落合俊雄君） これで行政報告を終わります。

日程第6 発議案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業 施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（落合俊雄君） 日程第6、発議案第1号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

議事係長。

○議事係長（村田直樹君） 発議案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・

木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について、上記議案を別紙のとおり提出する。

令和7年6月12日。

浜中町議会議長落合俊雄様。

提出者、浜中町議会議員成田良雄、田甫哲朗、三膳時子、渡邊秀治。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年6月12日。

浜中町議会議長落合俊雄。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大

臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。
以上です。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第7、報告第1号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 報告第1号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの一般会計の専決処分につきましては、第1回定例会において議決をいただいた後に国からの交付金や特別交付税等が確定し、財源に余剰が生じたため、これに伴う歳入及び歳出の予算補正を3月31日付をもって専決処分させていただいたところであります。

補正の主な内容といたしましては、歳出、2款総務費では、基金積立金で歳入歳出予算の確定見込みによる財源の余剰分の基金積立てなどで1億1652万2000円を追加するなど、全体で2億6961万4000円の追加、5款農林水産業費では、基金積立金で、森林環境譲与税の確定により森林環境譲与税基金積立金208万3000円を増額するなど、全体で217万6000円の追加、7款土木費では、町道管理に要する経費で、町道除雪業務委託料の確定により61万8000円を追加、以上により今回の補正額は2億7240万8000円となります。

一方、歳入につきましては、1款町税では、町民税など、最終収納見込みにより、全体で1257万2000円を追加、2款地方譲与税から8款環境性能割交付金及び10款地

方特例交付金から１２款交通安全対策特別交付金につきましては、いずれも交付額の確定によるものでございます。

１５款国庫支出金では補助金の確定により３６０万円を減額、１６款道支出金では充当事業の未執行により１６５万円を減額、１７款財産収入では流木売払収入の確定により１５８万円を減額、１８款寄附金ではふるさと納税の個人版及び企業版の確定見込みにより１億５４５０万円を追加、これにより補正後の歳入歳出予算の総額は９９億１２１１万円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから報告第１号の質疑を行います。

６ 番田甫哲朗議員。

○６番（田甫哲朗君） １点だけです。

１８ページの地域振興に要する経費の補助金の減額についてであります。

結婚新生活支援事業補助９０万円とその下の地域定住支援事業補助１６０万円は、結果的に皆減、未執行ということかと思えます。

１６０万円のほうにつきましては、要綱がかなり厳しい内容で、なかなか利用がしづらいものと考えておりますけれども、その上の９０万円の減額について伺います。

皆減となっているのですけれども、この申請がゼロだったということなののでしょうか。支援事業は主に住宅等の手当に対するものだとして理解しているのですけれども、申請が要件に合わなかったために未執行になったのかということをお示してください。

あわせて、令和６年度の町内の成婚率といいますか、婚姻届の数も分かればお示しいただきたいです。また、婚活支援に対する今後の町としての取組の姿勢等があれば、説明をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、１８ページの地域振興に要する経費、負担金、補助及び交付金のご質問にお答えいたします。

議員のご質問の結婚新生活支援事業補助につきましては、議員のおっしゃいますとおり、結婚に伴う新生活に係る経費を支援するもので、これによりまして結婚の希望をかなえ、少子化対策を目的とするものでございますが、住居費や引っ越し費用等も助成する仕組みです。ただ、令和６年度については申請自体がなかったという状況でございます。

ちなみに、令和４年度、５年度は、金額は多くなかったのですけれども、実績はありました。

次に、令和６年度の婚姻数ですが、１９組と把握をしてございます。

次に、三つ目の婚活支援のための町としての取組といいますか、姿勢についてです。

昨年度に総合戦略を改定し、婚活支援のこと新たに記載しました。現在は、あくまで研究中ですけれども、婚活アプリの研究を進めるということにしております、信頼性の高

いアプリがどういうものかをまず研究し、将来的には町が推奨するアプリということで周知し、使っていただくようなことを考えています。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 歳入の 10 ページ、町民税の現年課税分 356 万 8000 円の追加についてであります。

これは、3 月定例議会の補正第 8 号で 3387 万 7000 円の現計予算から 105 万 5000 円を減額補正し、3282 万 2000 円としていたわけでありましたが、今回、減額補正をしていたのに 356 万 8000 円を追加したのはどういった理由があったのか、お知らせいただきたい。

その下の固定資産税についても同じようなことが言えるのです。

3 月補正で 2045 万 7000 円を減額補正し、4 億 4646 万 8000 円としています。減額しているにもかかわらず、574 万 8000 円の追加ということです。3 月補正のとき、なぜこんなに大きく減額になったのかという質問をしたところ、償却資産の伸びが思わしくなかったということだったかと思うのです。それが今回大きく 574 万 8000 円の追加になった理由についてお知らせをいただきたいです。

次に、その下の滞繰分です。

50 万 6000 円の追加ということで、滞繰分の追加の理由は徴収実績によるものかなと思うのですが、端的にお答えをいただければと思います。

次に、18 ページの地域振興に要する経費です。

6 番議員からも質問がありましたけれども、基本的なことをお聞きします。予算計上をしていた額が皆減ということで、両方ともゼロということですが、そもそも、これについては専決処分で減額すべきものなののでしょうか。というのは、3 月補正という機会があって、先ほど来言われていましたとおり、移住・定住支援というのは、まず 3 月補正で減額すべきだったのではないかなと思うのですが、専決処分に至った経過についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） 10 ページの歳入、町民税の現年課税分、法人町民税についてです。

議員もご存じのとおり、法人町民税は申告納付となるものですから、実はなかなか読み切れないところがあります。しかも、これは税全般に言えることなのですが、歳入の考え方として過大な見積りはしないということを徹底しておりますので、3 月時点では、それまでの過大に見てしまった分も含めて少なくなるような見立てといいますか、読み方をしております。結果、申告納付がございまして、今回は 356 万 8000 円ということで、これは実績とほぼ同額となっております。

次に、固定資産税現年分の 574 万 8000 円の追加についてです。

3月で2045万7000円減額したのは思ったよりも収納が伸びなかったからだというふうに私が説明したと議員はおっしゃっていたのですけれども……（「償却資産」と呼ぶ者あり）

当時の説明としては、私の記憶では、償却資産、家屋も含め、クラスター事業に係るものを当初で二重計上していたためというご説明をしたと思っているのですが、違いますか（発言する者あり）

結果、そこで2000万円ほど減額したのですが、その後、償却資産、主に太陽光発電に関わり遡って申告されたものがございまして、令和6年1月1日に戻って課税しましたので、その分で伸びたものがあります。プラスして、収納努力によりまして、収納率が結果的に5月末で0.6%ほど伸びており、合わせて574万8000円の追加とさせていただきます。

最後に、固定資産税の滞納繰越分50万6000円の追加の理由です。

先ほども申し上げましたように、歳入につきましてはかなり固めに見ておりまして、3月で28万2000円の減額をしております。実は、これも収納率の低めの見方をしていたのですが、結果的には、徴収努力によりまして、逆に50万6000円の追加となりまして、ここも収納実績とほぼ同額となっております。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 18ページの地域振興に要する経費の補助金の専決処分のご質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃいますとおり、移住・定住支援事業補助、それから、結婚新生活支援事業補助につきましては、結果的に未執行ということで専決処分をさせていただきました。

3月補正予算でその他の予算を減額するような作業をしておりますけれども、この予算について課内で減額すべきかどうか議論をしたという経過がございます。

補正予算作業についてですが、現実的には1月下旬ぐらいには作業をして、2月の初旬には締切りを迎えます。そのため、その2月、3月の2か月の中で申請があったときのことを考え、今年度については減額しないという判断をしたところでございます。

しかし、減額すべきだったかどうかということについては非常に迷うところがございますので、次年度以降も課内で検討し、状況に応じた対応をしていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 10ページの税の関係、法人町民税の関係は分かりました。

固定資産税については、私のメモでは償却資産の伸び率が思わしくなかったということが大きな原因だということで減額をしたというふうにありましたので、お聞きしました。このほか、今、答弁がありましたように、太陽光発電の関係や収納努力によるものということで、現在、実績見合い分を専決処分したということで理解いたしました。

滞繰分についても了解しました。

次に、18ページの地域振興に要する経費です。

専決処分でやるかどうかは迷うところで、確かにそうだと思います。しかし、移住・定住支援については見通し2か月分を見て分かるのではないですか。来年度以降、補正についてはじっくり検討するということですから了としますけれども、普通の義務的経費であっても、10万円なり、5万円なり、本当に小さい額でも減額し、3月補正で調整しているのです。こういった大きなものが未執行ということで、やっぱり専決処分すべきものではないのではないかと思います。

もし仮に落とし過ぎた場合は、それこそ専決処分で予算を膨らませるというようなことも可能なわけですので、そんなことも含め、今後検討していただきたいと思います。

○企画財政課長（渡部幸平君） ご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、非常に判断に迷ったところではありますけれども、議員のご指摘も踏まえまして、次年度以降は対応していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから報告第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから報告第1号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は承認することに決定しました。

日程第8 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第8、報告第2号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 報告第2号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、令和7年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令、省令の一部が改正され、令和7年3月31日付で交付となっていることから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要が生じたので、3月31日付をもって専決処分により浜中町税条例の一部を改正する条例を制定し、同日付をもって交付

したところであります。

このたびの専決処分の浜中町税条例の主な改正部分についてですが、固定資産税では、マイナンバー法の改正に伴うもの、軽自動車税では、道路交通法の改正に伴い、関連する項目について所要の改正をするものであります。

また、本改正につきましては総務省から示された市町村税条例等の一部を改正する条例の例に基づいたものであります。

なお、施行期日につきましては本年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては税務課長より説明させていただきますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 税務課長。

○税務課長（梅村純也君） 報告第2号専決処分の報告について補足説明申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、令和7年度税制改正大綱に基づき、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令、省令が令和7年3月31日付で公布されたことに伴い、関連する浜中町税条例について一部改正を要することから、3月31日付で専決処分により浜中町税条例の一部を改正する条例を制定し、これに対応したところであります。

浜中町税条例の一部を改正する条例については、本則改正が5項目、附則改正が2項目、合わせて7項目となります。

条文ごとの改正内容につきましては、配付しております議案関係資料1ページから5ページ、資料1の浜中町税条例の一部を改正する条例新旧対照表を参照していただき、同じく、6ページから7ページの浜中町税条例の一部を改正する条例解説書により説明させていただきます。

それでは、議案関係資料6ページをご覧ください。

浜中町税条例の一部改正による本則の改正ですが、番号1の第82条種別割の税率、番号2の第89条第2項種別割の減免、番号3の第90条第2項及び同条第3項身体障害者等に対する種別割の減免は、いずれも道路交通法等の改正に伴う改正、番号4の第139条の3の第2項特別土地保有税の減免及び番号5の第149条入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告は、いずれもマイナンバー法の改正に伴う改正であります。

続いて、附則の改正ですが、番号6の附則第10条の2は、法則第15条の第2項第1号等の条例で定める割合は法律改正に合わせての改正であります。

7ページをご覧ください。

番号7の附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、法律改正に合わせて新設、内容は、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するものです。

最後に、附則ですが、第1条では施行期日を規定しており、第2条では固定資産税に関する経過措置を、第3条では軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上、補足説明といたしますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから報告第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから報告第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから報告第2号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

日程第9 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第9、報告第3号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 報告第3号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、ふれあい交流・保養センター霧多布温泉ゆうゆの改修工事に係る経費について、4月28日付をもって一般会計の専決処分をしたものであります。

補正の内容といたしましては、歳出、2款総務費のふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費で、施設補修工事599万5000円を増額、一方、歳入では、歳出の全額に対し、公共施設整備基金繰入金を充てております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は98億1262万9000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから報告第3号の質疑を行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） これについては事前に説明をいただいていたので、ほぼ把握はしております。ただ、町民の方からは一体いつになったらゆうゆは直るのという声があります。

そこで、この場でこれまでの経緯と復旧の時期を示せるのであれば示していただきたい

と思います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） それでは、お答えをいたします。

霧多布温泉ゆうゆの関係につきましては、ご存じのとおり、昨年１０月の揚湯管の詰まりによる故障に次いで、その後、制御盤の不具合が相次ぎ、現在もなお修理対応中でございます。

当初の揚湯管の詰まりは本年２月に解消したところですが、その上で改めてモーターを回したところ、うまくいかず、配電盤の不具合が見つかったところです。そこで、２月の時点で関係するオペレーターを東京のほうから大至急呼びいたしまして、その原因究明に当たっていただきました。そのオペレーター２名の派遣、そして、原因究明にかかる費用として１０９万８０００円について、令和６年度中の作業となりますので、３月３１日付の専決処分に対応をさせていただいたところです。

そうして原因究明をしていただいて、その結果、制御盤のインバーターの不具合が確定いたしました。３月の定例会の時点でも原因がはっきりしたら一刻も早く対応したいというふうにお答えをさせていただきましたけれども、その環境が整いましたので、今回、４月２８日付で専決処分をもって対応いたしました。

改修工事についてですが、本年５月２６日の見積り合わせを経て、８月２９日まで、約３か月間の工期を見ております。

現在、部品の調達や特殊部品の製作をやっているところです。そういった部品が整い次第、現地に入りますと、作業については３日ぐらいで終わるとのことです。部品等の準備が早まればそれだけ早く工期は終わりますし、最大でかかっても８月２９日までには工事は全て完了し、復旧することになっております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから報告第３号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから報告第３号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第３号は承認することに決定しました。

日程第 10 報告第 4 号 令和 6 年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第 10、報告第 4 号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 報告第 4 号令和 6 年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費につきましては、令和 6 年第 1 回定例会において、清掃車両購入、令和 7 年第 1 回定例会において、住民税非課税世帯等重点支援給付金事業、定額減税不足給付金事業について、事業の性質上、いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に完了しない見込みであることから、地方自治法第 213 条第 1 項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の設定をさせていただいているところであります。

このたび、翌年度への繰越額が確定したことから、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により計算書を調製し、報告をするものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 本件に対し、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 11 一般質問

○議長（落合俊雄君） 日程第 11、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

6 番田甫哲朗議員。

（6 番田甫哲朗議員、質問席へ着く）

○6 番（田甫哲朗君） 私からは、大きく 1 点です。

共創のまちづくりの推進をということで質問させていただきます。

第 6 期浜中町まちづくり総合計画の期間も残すところ 5 年となりました。まちづくりのテーマの実現に向け、三つの戦略プロジェクトを設定し、関連施策に反映することで推進を図ってきたものと思っております。

その中のテーマの一つである「笑顔輝く共創のふるさと はまなか」についての基本的

な考え方や今後の取組についてお尋ねしたいと思います。

この総合戦略の中にあるだれもが安心して暮らせるまちプロジェクトは三つあるうちの一つでありますけれども、このコンセプトはどのようなものでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町では、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針としまして、また、町民にまちづくりの長期的な展望を示すものとして、これまで6期にわたりまちづくり総合計画を策定してまいりました。

現計画であります第6期浜中町まちづくり総合計画につきましては、平成30年度から令和元年度までの2か年にかけて、多くの町民のご協力の下、本町の10年後の将来を見据え、地域特性を生かした産業振興を図り、郷土に対する愛着と誇りを醸成し、町民一人一人の笑顔が輝くまちを目指すことを基本構想として策定されたものでございます。

現計画の計画期間は令和2年度から令和11年度までとしておりまして、本年度は6年目に当たりまして、議員のおっしゃるとおり、残り5年となっております。

第6期浜中町まちづくり総合計画は、まちづくりのテーマ、将来像について、「笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか」としておりまして、この将来像の実現に向け、三つの戦略プロジェクトが設定されております。

一つ目はだれもが安心して暮らせるまちプロジェクト、二つ目は安心・安全な住みよいまちプロジェクト、三つ目は産業の魅力度アッププロジェクトでございます。

三つのテーマのうち、だれもが安心して暮らせるまちプロジェクトについては、「笑顔輝く共創のふるさと はまなか」に取り組むプロジェクトとして設定されたものでして、議員がご質問のコンセプトは、誰もが安心して暮らし続けることができるふるさと浜中を町民と行政とで共につくり上げることで町民一人一人の笑顔が輝くまちを目指すということとされております。

また、このコンセプトにつきましては、人口減少が進む現代において、安心して暮らせるまち、持続可能なまちづくりを進めるためには、住民や行政がそれぞれ将来像を共有し、役割を果たしながら課題を解決し、一緒につくり上げるということを理想としたものでございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 今、後段におっしゃいました一緒にまちをつくり上げていくこと、その意識を共有することが最も大事なことだろうと思っております。

町民と一緒にまちづくりとは、私が考えるに、様々な行政サービスがある中ではありますけれども、時には町民に負担や協力を求め、理解を得ながら具体的施策を展開していくものと考えております。

まず、その考えで共通理解が得られるのかどうかも含めまして、この5年間を通じて、

共創のまちづくりに合致したといいますか、それに基づいた施策としては、主なもので結構ですので、どのようなものがあったのかを説明していただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） お答えいたします。

共創のまちづくりに合致した主な施策や事業というご質問です。

議員に通告書に記載していただきました分別の徹底によるごみの減量化、また、水道料金の改定による事業の健全化などにつきましては、本町の将来に向け、住民と行政がそれぞれ役割を果たし、課題解決に当たった事例であると考えております。

また、共創のまちづくりに合致したものですが、議員のおっしゃいますとおり、住民や行政が役割を果たしながら行うという事業は多々ございますが、私なりに特色が強いと感じます取組を三つほど挙げさせていただきます。

まず、一つ目は、一斉清掃やクリーン作戦などのごみ拾い活動です。

本町につきましては、自治会、町内会や町内企業、団体など、まちぐるみでの町内美化活動が定期的に行われておりまして、より多くの人たち、それから、組織全体で取り組んでおりまして、そういったことが本町のすばらしい守るべき自然環境や景観を再認識する機会にもなっていると感じております。

二つ目は、防犯灯の維持管理やLED化等です。

安心して暮らせる地域をつくるという観点において防犯灯の維持管理は非常に重要でありまして、まちでは、街灯維持に関しての改修費に地域振興事業補助、それから、電気料金に関しては街灯維持補助等を持っておりますけれども、各自治会、町内会においては、議員がおっしゃいますとおり、負担も生じる中、計画的に、また、積極的にLED照明への更新が図られておりまして、防犯面のみならず、省エネにも大変貢献できていると感じております。

三つ目は、少し変わった事業になりますけれども、安心住まいる促進事業の助成です。

安心住まいる促進事業助成金につきましては、住環境整備を町内の企業で実施することで受け取ることができますピリカ金券を町内の小売店などで使用することにより、住民、町、企業、小売店など、関係者で域内循環を生み出す事業でありまして、多様な関係者の関わりの中で地域経済に貢献する大変特色のある仕組みであると考えております。

ほかにも、住民や行政が役割を果たしながら取り組む事業は大小ありますが、以上が私が共創のまちづくりに合致した施策と感じているものでございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 町民にとって身近な事業ほど、こういった理念に基づいた事業になってくるのかなと思っております。

これまでも、例えば、先ほど申した地域振興補助などは各自治体が積極的に活用されており、大変いい施策だなと思っております。以前からも続けられている事業もありますけれども、残り5年間となった中で、現在ある課題といいますか、共創のまちづくりとして

推進すべきであろうと私が考える２点について、以下、お考えを伺いたいと思います。

まず、１点目として、地域医療の継続と運営についてお伺いしたいと思います。

私も浜中診療所に定期的に通っている者でありまして、私のように浜中診療所で受診されている方から見た現在の診療所というのは、申し訳ないのですが、以前とは比べものにならないほど大変良好な状況になっているなど私自らが感じております。もちろん、医師、看護師をはじめ、スタッフ一同の受診者への対応あるいはコミュニケーションはもとより、１次医療機関として確かな診察と診断がなされ、受診者としては大変安心感を覚えております。

問診を受けまして、その結果、医師が必要であろうと思うレントゲンや心電図、内視鏡、血液検査など、様々な診療所でできる検査を実施していただき、その結果を見て、疑われる疾病があると予測された場合には迅速に釧路の２次医療機関へとつなげていただき、そこでの適切な治療、手術も含めまして行い、その結果、早期に症状の改善が図られたという事例も私は承知しております。

１次医療を担う浜中診療所の継続、運営は持続可能なまちづくりにとっては必要不可欠なものであると考えます。その中で、今年度の浜中診療所特別会計の総額は約３億３０００万円で、歳入では、診療収入が約１億円、一般会計繰入金が約２億１０００万円であり、他方、歳出では、義務的経費が約２億５０００万円と、大半を占めているのが現状であります。

昨年の３番議員への答弁では、過去五、六年の受診者数は１万人前後で推移しており、町民の受診率は３０％程度という答弁であったと記憶しております。現在進行形で進む人口減少、数年後には浜中町の総人口も５０００人を切ってしまうということがもう見えている現状があります。相対的に受診者数が減少し、診療収入もそれに伴って減少するものと考えます。他方、義務的経費は今後も増加するでしょう。そうなりますと、診療所の運営は大変厳しくなっていくものになるだろうということは誰しもが予測できるのではないのかなと思います。

もちろん、かかりつけ医を選ぶのは個人の自由であります。先ほど申しました私が感じている現在の浜中診療所の体制が安心して受診できる確かな１次医療機関であることや先ほど申した経営運営状況等を町民に知ってもらうことなど、町民の理解と協力を求め、受診率の向上に取り組む必要があるのではないのかなと考えますけれども、それについてのお考えを伺います。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） お答えいたします。

浜中町では、姉別、浜中、茶内、散布などの地区は、厚岸町や別海町、根室市に隣接しております。そのため、町民の中には、診療所ではなく、利便性などによって近隣の病院を受診される方もたくさんおられます。

議員のご発言どおり、かかりつけ医を選ぶのは町民一人一人の自由な判断に委ねられる

ものであり、その選択は尊重されるべきものでございます。そのような状況の下で、浜中診療所は地域の1次医療機関として、町民が安心して受診できる体制づくりに日々努めております。加えて、その運営状況や財政状況について広く町民の皆様に周知し、ご理解を得ることは、地域医療の持続的な確保にとって極めて重要であると認識しているところであります。

例えば、診療上の役割、医療体制に関する広報、定期的な受診の意義、予防医療の重要性に関する啓発、さらには、運営経費の公開などを通じて、町民の理解を得て、受診率の向上と地域医療の安定につなげることが必要だと考えております。

一方で、受診率の向上に向けた取組には慎重な配慮も必要でございます。慢性疾患の継続的な管理を必要とする患者などの増加は、医療現場において患者への対応力が限界を超えてしまうと、医師や看護師の業務負担を高める要因ともなります。結果、患者の待ち時間が増えて、診療満足度の低下といった課題が生じる可能性も否定はできません。

以上のことを考慮しながら、今後、議員からのご指摘を踏まえつつ、町民の皆様に対し、効果的かつ丁寧な情報提供の在り方について検討してまいりたいと思います。そして、町民のご理解と協力を得ながら浜中診療所のさらなる充実と安定に努めてまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 私も妙案は現在持ち合わせておりません。今、診療所事務長が答弁されたとおり、今後、様々な方法を見つけ、そういう取組をしていくという内容でありました。

後段におっしゃられたことで、仮にそうになったら私はうれしいなと思うのですが、現在の医師、看護師のキャパを超えるような状況になってしまうということも確かに危惧すべき案件ではあるとは思いますが。ただ、そうなった場合には、例えば、定期受診されている、あるいは、投薬をされている方も含め、予約制とするという方法も考えられるのかなと思います。

繰り返しになりますが、浜中診療所が以前と違って大変安心できる、信頼できる医療機関であるということをまず多くの町民に知ってもらう努力が必要なのだろうと考えておりますので、その意味でも考えられる取組等を実施していただければと考えます。

それから、小児医療に関してです。

浜中町第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査では、安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備を望む声が多く寄せられておりました。また、今回の計画策定に向けたパブリックコメントには、小児科医の派遣やオンライン診療の導入などの提案、あるいは、意見等もあったと記憶しております。

今回のパブリックコメントでそれについてはどのような回答がありましたか。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） お答え申し上げます。

当初、高校生から発信されたオンライン診療については、上士幌町と民間医療サービス会社が行っている夜間、休日等のオンライン診療も触れられていましたが、提出されたパブリックコメントの意見概要は、愛知県名古屋市のクリニックの事例が取り上げられていたため、回答が浜中診療所に関する内容に限定されております。

回答の内容を申し上げますと、小児オンライン診療につきましては、浜中診療所に小児専門医が在籍していないことから検討に至っておらず、小児科医の定期派遣についても、医師の確保が困難である状況から、検討に至っていない旨の回答をさせていただきました。小児科医の定期派遣ができなければ、小児オンライン診療もできないという趣旨の回答でございました。

○議長（落合俊雄君） 6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） 今、答弁があったように、今回のパブリックコメントそのものが浜中診療所での実施を求める内容であったため、こういう答弁になったということでありました。

ただ、検討に至っていないという表現についてです。

私がこの回答を見たとき、検討に至っていないということは、今後、検討の余地があるというふうにも取れましたし、あるいは、種々の課題があることから、診療所での小児医療の導入は難しい、できない、検討に至っていないといえますか、検討できる状況にない、そのどちらにも取れる内容ではなかったのかなと思っております。ましてや、パブコメを寄せてくれた方、あるいは、アンケート調査に答えられたまさに当事者である子育て世代の方々が見たときにどう感じたのかなということは大変気にかかるものであります。

仮に、検討の余地があるというふうに受け取ったとしたならば、今後さらにそういうことを求めてくるご意見も当然出てくるでしょうし、それが続く限り、小児医療に関しての安心感は持っていただけないのではないのかなと思います。

種々の課題がある中で、まず、まちとして、今言った小児医療に関して検討に至っていないということについて、私が思ったような検討の余地があるのか、それとも、難しい案件なので、検討ができないということなのか、読み取る側としてはどう受け取っていいのかという点についてお答えをいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えします。

全国的に小児専門医が減少し、訴訟の問題等もあつたりして小児科医の成り手がなかなかいないことがあります。本来であれば、診療所にも小児科医がいて、3歳未満の子どもたちも診られれば本当に町民の安心を得られるなと思っておりまして、そうした医者を探している状況ですけれども、釧路市内の総合病院でも小児科の診療科を閉鎖するなどといった状況であります。どこの公的医療機関を抱えている自治体でも本当に医師の確保に向けて奔走している状況にあります。その中で、浜中診療所としては、隣まちである厚岸町と医療連携協定を結んでおりますし、夜間、休日も診ていただいているということ

もあります。ただ、厚岸町立病院ですら小児科医の確保も難しいということでもありますので、すみ分けをしながら町民が安心していただけるような医療体制を組んでいきたいと思っておりますが、今の状況におきましては診療所での小児専門医の配置は難しいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） 私としても、最初に述べた現診療所の運営状況等もありますし、何よりも、ただいま町長が答弁された医師の確保についてはかなりハードルが高いだろうと考えております。

先ほど町長から厚岸町という町名が出ましたので、申し上げます。

実は、小児医療も含め、医療体制について厚岸町の議員に伺った経緯がございました。そのときも確かに大変苦労した、今後もその状況は続くだろうと言っておられましたし、厚岸としてもかなり今後課題になってくるという認識を持たれておりました。そう考えますと、確かに求める声やニーズは大きいのですけれども、それを実現することはかなり困難だろうと私も理解するしかないのだと私は思います。

ただ、安心して小児医療が受けられる体制の整備を望むのは当然でありまして、現在のように、3歳以上の児童は診ますけれども、未満児については、小児専門医がいる医療機関を受診してくださいと言っているだけではなかなか安心につながらないのだろうと思うのです。例えば、子育て世代のお父さん、お母さん方が望むベストな体制でなくても、今、行政ができ得る最大限の案をお示しして、理解をいただいて、協力を求めることが必要なのではないのかなと思います。小児専門科のある近隣自治体、具体的に申しますと、厚岸町ということになるろうかと思いますが、そこと小児医療に関する連携協定を結び、浜中町の未満児が確実に受診できる体制を整備するなど、まちとして現在できる小児医療に対する方向性や方針をしっかりと示すことで今よりは幾らかでも安心感につながるのではないかなと考えております。

先ほど診療所事務長からの答弁にあったオンライン診療については、パブリックコメントと、以前、高校生との意見交換会の中で出されたオンライン診療と若干ニュアンスが違っていたものもありましたけれども、医師の確保だけではなく、現在の状態でも何かできることがあるのであれば、導入すべきことにもなるろうかと考えます。

ただ、人口減少は日本全国どここの町村も抱えている大きな課題であります。現在の医療体制を一町村で維持していくことが困難な状況になるのもそう遠くないのかなと想像できます。小児医療に限らず、近隣自治体との広域医療化などを検討し、浜中町が1次医療機関をしっかりと継続できる方策や方向性を、もちろん、現医師との協議あるいは共通理解の下、考える時期にもう来ているのではないのかなと考えますが、そのお考えを伺いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） お答えいたします。

少子高齢化、人口減少ということで、相対的に診療収入が下がっていくという現状は変わらず、反して義務的経費は上がっていくといった状況でございます。

先ほども申しましたが、町民が本当に安心して医療機関にかかれるような体制づくりをということで、今、事務長を中心に、高松医師、加藤医師の下、一生懸命にやられていると感じておりますし、そういった評価もいただいているところでございます。

先ほど厚岸病院の話も出しましたが、まず、広域連携と救急医療体制の確保ということで、休日、夜間の医療連携を図っております。加えて、小児の連携について、これから、年に1回、厚岸町とは協議の場が持たれますので、そういった場面でも協議を進めていきたいと思っております。

いずれにしても、医師の確保はどこの自治体でも喫緊の課題です。ただ、我がまちにつきましても、常勤が2名いる体制と本当に恵まれており、さらには、北大病院からの医師派遣もいただいておりますので、そういった意味では、町民の皆様には安心してかかれる医療機関であると自負しておりますが、いかんせん、3歳未満の需要が多い中、それを診られないというジレンマはございます。そこで、先ほど言ったオンライン診療など、そういったことが可能かどうかも含め、院長もしくは釧路圏域の医療機関とともに、連携を図っていくべく協議を進めていきたいと思っております。また、町内の皆様が本当に安心してかかれる医療機関を目指し、医師も医療スタッフも懸命に働いております。

そして、医師との今後の体制づくりについてです。今、19床の入院病棟を抱えておりますが、その維持、存続も含めた協議をしなければならない時期に来ているのかなといった思いもありますので、それも含めまして、医師と協議をさせていただきながら取組を進めてまいりたいと思っております。

このたび、加藤医師から所長が入れ替わりまして、高松所長に替わっております。先生によって考え方も変わりますので、それも踏まえ、協議を進めてまいりたいと思っておりますが、その旨、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 厚岸町は、このたび、首長が大変若くなりました。恐らく、当町長とそう変わらない年代で、考え方に近いものもあるのかなと思います。

加えまして、新聞での談話の発表では、厚岸だけでは解決できない課題も多々ある、釧路管内とともに進めていきたいというような抱負も語られておりましたので、せっぱ詰まってからではなく、ぜひ今のうちからそういう方向性での協議をしていただければと思います。

2点目は、不良空き家対策について伺いたいと思っております。

所有者による解体が難しい不良空き家の除却を町費で実施する行政代執行を求める意見もございました。近隣の住民、住宅に危害を及ぼすおそれがある場合は対策が必要であると私も思います。

ただ、代執行については放っておけば役場で何とかするだろうとの悪しき風潮にもつな

がりかねず、解体費用も2倍強となると思われます。また、解体が必要な公有財産も町には多数あることから、代執行についてはより慎重であるべきと私は考えております。

俗に、災害対応では、自助、共助、公助、この順が肝要であるというふうに言われております。この不良空き家問題も、言わば、その地域にとっては多分に人災ということになるかと思えます。

所有者が本来であれば、持ち主である所有者あるいは債権者が自ら解体することが俗に言う自助に当たるかと思えます。次に、町内会や自治会が主体となって解体すること、これが共助に当たるかと考えます。最後に、代執行が公助だと私は考えます。

仮に、個人が実施するとした場合で解体費用250万円の物件があったとします。もちろん、個人の財産ですので、所有者あるいは債権者等の同意なりを得なければならないものではありませんけれども、これを自治会事業として解体するとした場合、まず、不良空き家除却補助で100万円、残る150万円のうち、地域振興補助です。これは、原則、2分の1ということでありますので、ここではあえて75万円とさせていただきます。残る75万円を自治会が負担することで地域の課題が解決できると考えます。ただし、単位町内会、一町内会でそれを負担するのは大変大きいです。

そこで、一町内会の問題とは考えず、例えば、霧多布地区にあるのであれば、霧多布地区の課題と考えて、当該地区の自治会、町内会が連携、協力することでそれぞれの負担の軽減が図られると考えます。また、家財道具等が残っているのであれば、家財道具の処分、あるいは、窓枠、アルミサッシなどの業者でなくても、まず、重機を入れる前に、そういう作業に大変な経費がかかっています。しかし、業者でなくてもできる部分を労力保守といいますか、ボランティア活動ですることによって解体費用そのものの抑制や削減も図られると思います。

さらに、産廃以外の廃棄物は町が無償で受け入れるということも課題になろうかと思えます。

加えて申せば、所有者の方が、以前、間違いなく住んでいた地区、地域であります。その隣近所、あるいは、その地区の人たちに負担をかけてしまうということを所有者の方が少しでも気に留めていただければ、何らかの意思表示が示される可能性もゼロではないかなと考えます。行政でやってしまうと、多分、そういう考えには至らないものと私は思います。また今年もやってきますけれども、例大祭で見せてくれるバイタリティーあるいは団結力があれば、町内会や自治会でも十分に可能なのではないのかなと考えます。

共創のまちづくりがテーマでありましたが、共創のまちづくりの理念にのっとって、行政代執行を回避する方法を当該地区の自治会、町内会と協議、検討される考えは持たれるでしょうか、お答えください。

○議長（落合俊雄君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 0時00分）

(再開 午後 1時00分)

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町の特定空家対策として行政代執行を実行する考えについてですが、議員がおっしゃるように、放っておけば町が処理してくれるなどの住民感情が生まれる懸念があることや多額の解体費用がかかることなどから安易に実行すべきでないと考えておりますし、慎重に決定すべきと考えております。

そのような中で、行政代執行を実行する可能性が高い場合としては、特定空家で、かつ、通行人や近隣住民及びその所有物に著しく危険があるため、対策が必要な場合についてです。特定空家の所有者が判明している場合については、所有者に対して管理指導をすることになるのですが、特定空家の所有者の多くが解体費用を負担できる経済状況でないことが多いので、そういった場合には行政代執行を実行するしか方法がないということも考えられます。また、所有者が相続放棄などでいない特定空家についても行政代執行を実行するしか方法がないということも考えられます。

そうした中で、議員の質問にもありますように、共創のまちづくりの理念に基づき、町と地域が連携して空き家対策を行っていくため、今後、8月までには空き家等対策検討会議及び空き家等対策協議会で協議していくことが必要だと考えております。

また、町内会や自治会に協力または負担を求めることについては、自治会から町に対して、例えば、建物を解体したいので、町でも対応や協力ができないかなどの要望があれば積極的に検討し、実行できるように対応したいと思っています。しかし、現状、町側から町内会や自治会に対し、解体したいと思うので、費用の一部や労力の負担を求めるという協議は現状では非常に困難であると考えております。やはり、町内会単位や自治会単位で考えると、個人で所有している土地、建物について、その費用の一部または労力を町内会や自治会に負担していただくのは相当難しいのではと考えております。

ただ、例えば、所有者と該当する土地を欲しいと希望する個人や法人に対し、解体費用の個人負担分と同額で売買をするための仲介を担う、同じく、解体費用の個人負担分と同額で町がその土地を買って公共利用するなど、所有者と町と地域や企業が連携して代執行によらない対策を模索していくための検討をしていきたいとは考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 今、室長が答えられたことは理解できます。そして、多分、行政としての立場からの答弁だとそういうことになるのだろうとも理解いたします。

ただ、このまちで掲げているのが共創のまちづくりで、住民と一緒にあってのまちづくりを目指すという大きな目標がございます。それに向けて、住民からの要望なり等がなければ、行政としてそういった方向での住民の負担を求めるということとはできないという答

弁だったかなと理解いたします。でも、その解釈をどう読み取るかだと思うのです。

要は、現状ある補助制度では、例えば、自治会や町内会でこういうことをやりたいので、協力といいますか、補助をもらえないかというようなことが行政としてのこれまでの対応だったと思うのですよ。でも、それに縛られていたのでは共創のまちづくりを進めることが難しいと考えます。

建前は確かに分かります。電波が流れている中でこういうことを言うのもなんですが、仮に不良空き家に苦慮している地域や近隣の住民がいるのだとしたら、こういう方向も考えられるけれども、町内会や自治会で協議してもらえないかというような働きかけくらいはあってもいいのかなと思うのですよ。あくまで、自治会や町内会からの要望がなければ行政としては難しいと言っているだけでは代執行を回避する方向に結びつかないのではないのかなと思います。

これは例えばの話で、町内会や自治会と協力してというのは考え得る最大限の有効ではないのかなと思える案を今提示しているのですよ。それ以外に有効な手だてがあって、なおかつ、早期にそういう課題が解決できるものがあるのであれば一番いいのでしょう。では、行政側から町内会や自治会に対してそういう働きかけはできないという考えは何かで決まっているのか、それとも、まちの方針としてなのか、法律上の問題なのか、どういうわけでそういう協議を持ちかけることはできないというお考えなのか、その根拠を示していただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいます共創のまちづくりということで、行政と地域、住民が共に協力し合ってまちづくりを進めていくということは理解できます。その中で、ただいま室長が言ったのは、住民に負担を、特に金銭的な負担を、これは町内会もそうですけれども、そういう負担を町側から持ちかけるということは町としてはできないということです。

例えば、解体が必要な物件は、俗に言う不良空き家と言われる状態が非常に悪いものがありますので、その解体に際しては、町側として、所有者を確認したり、権利関係を整理したり、土地の所有者を確認し、どのような方法がいいかを検討した上で行いたいと考えています。

また、先ほど室長も申しましたけれども、今後は、空家等対策検討会議、あるいは、外部で組織します協議会で検討していくということですので、その点のご理解をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） 多分、これ以上協議しても水かけ論になってしまいますね。

要は、行政として町民に金銭的負担をお願いすることはできない、今後もやらない、そういう行政の考え方だと理解するのですけれども、それでよろしいですか。要するに、協議すらできない、そういう考えだということではよろしいですか。

そうであれば、今後、どのように行政代執行を回避できるのか、そのお考えも同時に示していただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

現状においては、町内会なり、第三者に対しまして解体に係る金銭的な負担を求めることはできないと捉えております。

ただ、空き家対策に関し、例えば、どのような方法で解体したらいいかということについては地域も絡んでくることでありますので、そういうものは地域にもご相談させていただきたいと思います。

なお、空き家問題というのは、物件によって状況が異なるということもあり、その物件に応じた対応を行政としてはやっていきたいと、町としてできることをやっていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

（6 番田甫哲朗議員、自席へ着く）

○議長（落合俊雄君） 以上で6 番田甫哲朗議員の一般質問は終了しました。

次に、3 番國井葵議員。

（3 番國井葵議員、質問席へ着く）

○3 番（國井葵君） 通告に従いまして、ご質問させていただきます。

ふれあい交流公園整備工事実施設計委託料1 6 0 0 万円が当初予算として計上されました。その際の3 月の定例会予算質疑では、設計前であり、事業の内容自体は定めていないという答弁でした。浜中町第3 期子ども・子育て支援事業計画策定時のアンケートなどでは、かねてから公園整備の要望は上がっておりましたが、ほかにも放課後の小学生の遊び場や中高生の勉強の場などといった子どもの居場所、また、町民が自由に行き来でき、世代を問わず気軽に交流できる施設はこのまちにはありません。ほかにも児童クラブに通う子どもたちと通わない子どもたちが一緒に遊べないこと、また、霧多布地区以外に図書室がないこと、雨天時や冬の遊び場がないことなども課題として挙げられ、集落が点在しているので、子どもの足のみでは通えないという実態もあります。

これらのことから、新たな公園整備の意図と上記の課題などについて、行政の考えと解決策を伺いたいと思います。

まず、ふれあい交流公園整備工事の実施設計についてお伺いしていきます。

改めて、3 月定例会の予算質疑を振り返りますと、1 番議員から、かなり高額な予算だけれども、どのぐらいの規模のものを考えているのかという質問があったと思います。これについての回答としては、事業費については設計前であり、内容自体は定めていないとした上で、想定されるものとして、駐車場の造成など、また、落下防止柵がほとんど機能していないので、その修繕、目的としては、にぎわいを生み出す公園にしたいという思いがあるので、キッチンカーが乗り入れられるようなスペース、複合遊具の設置などを想定しており、一、二億円規模の工事規模になるというものでした。

また、その後の再質問でも、大きな規模を想定しているようだが、母親たちとの懇談会も昨年に実施し、これは子育て座談会のことだと思うのですが、そういった中でも声が上がったのかと思う、それがどのようなものだったのかという質問に対し、昨年、パパ・ママ子育て座談会を実施し、その中で、できれば近隣の道立公園まで行かなくても町内にそういったものが欲しいという声があったこと、また、これまでは各地に公園を整備していたが、大きいものがないので、地域のコミュニティー創設のためにもつくりたい、駐車場や遊具増設も考えているので、まずは設計し、改めて周知したいというような回答だったと思います。

加えて、第3期子ども・子育て支援事業計画のほうでは、力を入れてほしい子育ての支援の取組という質問がアンケートでありました。

その結果として、まず、一番要望として多かったのは子どもが安心して遊べる公園などを整備してほしいというもので50.3%、2番目は子育て世帯への経済的援助を拡充してほしいが45.5%、3番目は安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしいが39.2%という結果でした。

これらを踏まえて、まず、一つ目の質問をさせていただきますが、ふれあい交流公園整備で計画している内容についてご回答ください。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、かねてより、本町には、遊具の充実した遊び場、また、公園といった子育てをする世代や地域の住民が立ち寄って過ごせる場所が少ないと感じております。このことは議員のお話にもありましてとおり、浜中町第3期子ども・子育て支援事業計画の策定時のアンケートで、力を入れてほしい子育て支援の取組として、子どもが安心して遊べる公園などを整備してほしいという回答、また、親子が安心して楽しめる身近な場を整備してほしいという回答が上位を占めていることから、現在、子育て世代にはそのような場所の整備が求められているということで認識しているところでございます。

そこで、このたびのふれあい交流公園の整備事業につきましては、かつて公園として整備されましたが、現在は幼児用複合遊具が一つのみ設置されているという状況の茶内ふれあい広場を、子育て世代を中心にしながら、あらゆる世代の方が日常的に過ごせ、また、人々のよりどころとなるような場所をつくることを目指して再整備していこうというものです。

現時点で計画している内容でございますが、ふれあい広場周辺の落下防止柵が機能していないということ、また、排水トラフも大分傾いております、機能していないという状況で、それを改善したいと思っております。また、こういったことに加えまして、駐車場の拡張や公園内の通路等をつくるほか、必要と思われる整備をした上で遊具を数点設置したいという考えでございます。

遊具として現在考えているものは、ブランコや滑り台、回転系遊具など、子どもたちに

は定番ではありますが、人気のものを中心にということで考えており、インクルーシブ遊具というものを導入していきたいと考えております。

インクルーシブ遊具について少しお話をさせていただきますが、インクルーシブ遊具とは、障がいの有無や年齢、性別、それから、国籍などにかかわらず、誰もが分け隔てなく一緒に遊べるよう設計された遊具でして、欧米のほうが先進というふうに言われておりますけれども、近年、日本においても公園整備で広がりつつあります。

一例を挙げますと、ブランコでは広い座面と背もたれがありまして、どちらもネットのような素材でつくられているということで、誰でも安全に使える配慮がなされたものになります。周辺自治体ではあまり見かけることはありませんけれども、このような配慮がされた遊具を導入しつつ、公園の整備を進めていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） ただいま詳しいご回答をいただき、どのような遊具を選定していくか、行政のお考えは理解いたしました。

関連になるのですけれども、次の質問です。

一、二億円規模のものを想定しているという答弁が過去にもあったかと思えます。恐らく、今ご回答をいただいたような内容でその中身を構成していくことになるかと思うのですけれども、そのあらましといいますか、その根拠となるようなもの、また、遊び場というところから、全天候型も想定しているのか、この点についてご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

3月定例会の予算質疑の中で、議員のおっしゃりますとおり、1億円から2億円の工事規模になるという答弁をさせていただきました。

これは茶内ふれあい広場の再整備の工事内容が設計前で、事業の内容が決定していないということが前提でしたが、先ほどの答弁でも触れましたふれあい広場周辺の落下防止柵やトラフの更新、また、駐車場拡張や場内通路等を整備した上で遊具を一定程度設置したという場合のイメージをお答えしたものであります。

1億円から2億円と工事費の想定に大きな幅がある回答になった理由ですが、公園整備は、建設工事の設計上、土木工事に分類されまして、土木工事においては整備する内容次第で事業費が大きく変動するからです。また、設置する遊具においても、特に複合遊具については、物によっては非常に高額なものがございますので、そういった選択するものによっては大きく事業費が変動することが予想されたためであります。

また、このたびのふれあい交流公園の整備につきましては、公園を利用するであろう方々からの意見を参考にしながら整備の内容を定めることが望ましいと考えておりまして、従来の概算事業費を割り出しておくという手法ではなく、求められるものによって事業費がある程度変動することを想定しながら設計を進めるという手法を取らせていただきましたことをご理解いただきたいと存じます。

また、全天候型の遊び場なども想定しているかというご質問でございますが、このたびは公園整備という屋外の土木設計でありまして、建築物に当たる全天候型施設というものを想定したものではございません。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） まず、ただいまの答弁について、総合計画と照らし合わせますと、児童の健全育成・環境づくりという項目がありまして、そちらに子どもの居場所の確保や親の憩いの場の設置について、使用されていない公共施設の利活用を含め検討しますという記載があります。また、子育て計画にもすべての家庭の子育てを支援する環境づくりで子どもたちの安全と自主性を尊重しながら子どもたちの居場所づくりや活動の促進を図りますということが明記されています。

このようなことから、具体的にどのような公園整備にするかを決める際には、やはり町民の声を色濃く反映すべきと考えますし、ただいまのご答弁の中にも町民の声をという文言がありましたので、子育て計画策定時にもあった公園が欲しいという意見を集約すべきだと思っています。

どこに、どういった規模の、どのような用途のというところまでは子育て計画策定時のアンケートでは恐らく拾い切れていないのが現状だと捉えていますし、これらの回答から、整備に当たって使用する一、二億円の中身については、行政の考えとともに、よりニーズに沿ったものが整備されるのが理想かと考えています。

その点から次の質問になりますが、実施設計策定までの過程において、各地区の住民や子育て世帯など、幅広い層の町民の声を聴取する場が設けられるのか、また、その意見がどの程度反映されるのか、この点についてご回答ください。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このたびの設計費に関しましては、公園の再整備に係る土木設計に加えまして、ワークショップの開催費用も含まれております。ワークショップにつきましては、このたびの公園整備が多くの方々にとって利用しやすく、また、心地よい空間となることを目指すために、周辺に住まわれている方、子育て世帯、産業団体、企業など、公園を利用する可能性のある方々から意見を伺う機会としてあらかじめ設計費に組み込んでいたものでございます。

ワークショップについては2回分を設計費に組み込んでおりまして、まずは、町と設計業者で作成した計画案をたたき台として提示し、公園の参加者と公園の目指す方向性や機能、事業規模などについて意見交換をしていく予定です。

また、意見がどの程度反映されるかというご質問でございますが、こちらはワークショップの開催前ということで明言はできないところですが、公園整備の目的としております子育て世代を中心に、あらゆる世代の方が日常的に、また、気軽に過ごせる空間をつくることにつながるご意見につきましては、事業費とのバランスを考慮する必要もございます。

が、積極的に取り入れていきたいという考えでございます。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） ただいまのご回答の中にワークショップの実施ということもあり、考慮していただけるということですね。今までになかった取組をしていただけるのとことで、本当に期待しているといえますか、町民の皆さんの声の色濃く反映される場になればいいなと思っております。

これまで公園整備について質問させていただいたのですが、先ほど、公園整備とは別に全天候型という提言も私からさせていただきました。ただ、それは想定していないというご答弁だったかと思います。あくまでも、屋外の公園を親子の集いの場、にぎわい創出として整備したいという町の意向だと解釈いたしました。

ただ、浜中町の屋内で遊べる場所としては、総合文化センター、霧多布湿原センターの2か所ぐらいが思い当たるところで、ほかの地区の方はその地区に住んでいなければ子どもが一人で行ける場所とは言い難いと思います。公園を整備するのであれば、交流人口や関係人口を増やすことを見込んで整備したほうがよりよいという考えもあるのですが、そうすると、自然と屋内の遊び場のニーズが高くなり、厚岸町や別海町からの利用も見込むことができるのではないかと思います。

釧路市、釧路町の住民に関してもそうで、現状、白糠の道立公園は整備中です。情報によりますと2035年までの整備を予定しているので、中標津の道立公園よりは近い場所で遊ぶことができる場にもなり得るのではという考えもありますが、こういった意味での屋内の遊び場になると、保護者が求める場というのは道立公園規模のものになってしまうのではないかなと思います。しかし、予算的にも規模的にも、道立公園の屋内遊戯場は、そもそも、このまちにとって現実的ではないと思いますし、そういう場所というのは、大抵、保護者と一緒に休日に車で出かけに行くといった方が多いと思いますので、浜中町での公園整備の意味合いとしては、行政がおっしゃるにぎわい創出、子育て世帯の集いの場となる整備のほうが急務であると考えます。つまり、居場所づくりということです。また、今ある冬場や悪天候時の遊び場がないといった課題も同時に解決できることが望ましいと考えます。

公園整備から居場所づくりというワードに関連し、次の大きなテーマとして、小・中学生などの放課後の居場所づくりについて、順次、ご質問させていただきます。

浜中町では、以前から放課後の小・中学生の居場所づくりが求められています。これは令和7年2月13日から25日に集約した子ども・子育て支援事業計画策定時のパブリックコメントでのものですが、茶内地域に、季節や天候にかかわらず、いつでも安心して安全に過ごせるみんなの場所をつくっていただく既存施設の整備を希望しますといったご意見のほか、その施設をみんなが平等に利用できるような仕組みづくりや公共交通機関の整備を希望しますというようなご意見が寄せられていました。

また、再三となるのですが、本町の児童クラブは、労働している保護者の子ども

を対象にしているので、就業していない保護者の子どもと一緒に遊ぶことがかなわない状況にあります。

昨年度末、児童クラブには保護者にアンケートを行っていただき、体育館などで遊ばせてほしいという意見もたしか出たかと思うのですけれども、現状、毎日ではできていません。時々遊ばせていただいていることは承知していますが、授業や下校時間のばらつき、支援員の配置の関係もあり、毎日はこちらちょっと難しいというような説明が保護者にされたかと思っています。

そこでまず、12月定例会の際、総合文化センターを拠点とした移送方法を検討するとご答弁があった点について、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

総合文化センターへの移送ですが、当初、スクールバスの活用を検討していたところ、様々な制約があることから、町のバスにより試行事業として実施を予定しております。

事業の内容ですが、茶内小・中学校、浜中小・中学校に通う児童生徒を対象としてバスで送迎するもので、6月25日、7月16日、8月6日の3回の予定で、下校時間の早い水曜日を実施日に設定しております。

運行についてですが、QRコードから事前の申込みが必要で、利用される児童生徒は町のバスを利用し、往路は茶内小学校から浜中小学校経由で文化センターへ、復路はその逆の順で送迎する内容となっており、滞在できる時間は1時間半程度となっておりますが、8月6日は夏休み期間中であることから、時間設定を長くし、総合体育館、町民温水プールへの送迎も実施する予定であります。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 試運行を考えていらっしゃるということでした。1か所の拠点に集約するというのも一つの考え方だと思いますし、文化センターへの移送にどのぐらいニーズがあるのかというのは私自身も予測ができないといえますか、未知なところだなと捉えております。ただ、まずは試運転を取り組んでいただけるという点を前向きに捉えたいなと思っております。

その上で、居場所づくりという言葉と一緒によく出てくる、また、町民の中にも設置を希望している人が多くいるのが児童館という施設で、ここにつながるかと思うのですけれども、そこで児童館という施設について共通認識を持たせていただきたいです。

こども家庭庁によると、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設のの一つで、地域において「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする」と記載されています。

私が生まれ育った自治体には児童館が複数存在していたのですが、この定義はまず少し置いておいて、私の捉えとして、児童館というのは、一般的に児童クラブの入会の有無にかかわらず、地域の子どもたちが自由に遊べる施設だったのです。体育館で運動をしたり、

図書室で本を読んだり、児童館の先生とボードゲームをしたり、すぐ裏には公園があったりしましたし、施設の中で児童クラブの利用児童と一般児童が利用できるエリアといいますか、設備のゾーニングをしており、児童クラブの子どもたちだけが身支度や宿題のために利用できる部屋といったものもありました。

そのため、私は浜中町になぜ児童館がないのかという疑問を持っているのですけれども、ただ、この点から放課後の居場所づくりの解決策が児童館の創設一択ではないのではないかと考えております。

例えば、阿寒のほうでも児童館を要望している保護者の皆さんがいらっしゃるのですけれども、まず、地域の大人たちが協力して、週に1回、公共施設を利用して放課後遊びの場を設けているという事例もありますし、今回のパブリックコメントでも、小学校などの空き教室を活用して児童館を設置するほか、地域の事例として千葉県のことを挙げていただいていたものもあったかと思います。

私もこのパブリックコメントのご意見にはとても賛同しておりまして、仕組みづくりという点でこれらの機能を充実させるということが可能なのではないかと考えています。例えば、児童クラブとは別に支援員を増員する、地域おこし協力隊にその役割を担ってもらい、各地区の既存施設で、児童クラブの入所にかかわらず、子どもたちが自由に遊べる場をこういった点から設けていく、毎日ではなくてもいいと思いますので、そういったことはできることなのではないかなと考えております。

再三になりますけれども、子ども・子育て支援事業計画を確認しても、まず、データとして、放課後の過ごし方の点について集約を取った結果では、低学年で児童クラブを利用しているのは81%、高学年になると、これが53%に下がります。中学生になると、部活、クラブ活動に参加している方が84.2%になるので、やはり高学年になるにつれて児童クラブを徐々に使わない傾向になります。ただ、この次の設問で児童クラブを利用したいかという質問では利用したいと思わないが41%になっているのです。では、親たちが求めているものが何なのかということが疑問に上がるかと思います。

総合計画では、児童の健全育成・環境づくりというところで、子どもの居場所の確保や親の憩いの場の設置について、使用されていない公共施設の利活用を含め検討しますと明記されています。また、放課後児童クラブの機能充実を図り、安全対策を含め、利用しやすい環境整備に努めますともあります。文化センターに子どもが集まっている実態があるのであれば、例えば、毎日でなくても、より充実した子どもの遊び場の提供や居場所づくりが可能ではないかと思いますし、児童クラブの機能拡充の先に全児童がいるべきではないかと私は考えます。

ちなみに、児童館の対象児童に関しては全ての児童となっていますが、このことから考えても、浜中町には真の意味で全ての児童を対象にした施設が存在しているのかという疑問が私は浮かびます。

そこで、関連して再質問になるのですけれども、以前、総合文化センターが整備された

とき、ホールを使用されていないときは子どもたちが走り回れるような想定もしているのご答弁をいただいたことがあったと思いますが、まず、そのような利用のされ方の実態はあるのか、また、そういった利用ができるという周知がされているのか、お答えをいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安住貴志君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

総合文化センターの大ホールの開放につきましては、これまで、ロビーのキッズコーナー等の利用状況、混雑具合や文化センターの職員の勤務状況に応じて開放し、その中では鬼ごっこなどをする姿が見られております。

改修後はキッズコーナーも大幅に広がったことから、大ホールの開放までは行っておりませんが、利用人数や天候、ほかの利用者や文化センター職員の勤務状況等も勘案しながらとなりますので、周知は行っておりませんが、今後も、適宜、開放してまいりたいと考えておりますし、今回のバスの送迎事業でも状況を見て開放したいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 試運転も始まりますし、現状で子どもたちがにぎわいの場としては活用してくれており、状況を見ながら大ホールの利用を促していただけるという点は理解いたしました。

もう一点、放課後の居場所づくりについてです。

今、文化センターについては集いの場になっているという実態ができていると思うのですが、やはり、地域の子どもたちが自らの足で行き来できる距離感というのも私は大事な視点の一つとして考えていただきたいなと考えています。少なくとも、学校が現存している4地区それぞれにそういった居場所が必要なのではないかと私は考えますし、先ほどの試運転のこともそうです。散布地区というのは、現状、試運転までも運べていないと捉えました。居場所づくりについては、新たな施設を建設しなくても、先ほど提案したような仕組みづくりで何とか解決できるのではないかと考えています。

今回、茶内の公園が整備されるということをきっかけに、児童クラブが実施されている茶内の農業者トレーニングセンターについて、文化センターでにぎわいが生み出されているという点を踏まえると、この施設内の仕組みづくり、また、部屋の割り振りの仕方を見直すといったことで、利活用の余地は十分にあるのではないかと考えています。例えば、先ほど申し上げたような児童クラブと別の支援員を週に1回配置し、入所している入所していないにかかわらず、一緒に体育館で遊べる日を設ける、図書分室のようなスペースを確保する、また、児童だけではなく、中学生や高校生の勉強の場、実習の場、もっと言えば、リモートワークなどで使えるワーキングスペースのようなものを設けるというのも一つ案だと思いますし、地域の人が気軽に立ち寄れるような観覧スペースが憩いの場につながっていくと思います。

この点は、子ども・子育て支援事業計画策定時のパブコメでも、一から建設することが

難しく、時間とお金が必要であるため、現在利用されている施設やあまり利用されていない施設を改装し、再利用することを提案しますといった意見が出されています。これに対し、行政側は、浜中町の考え方として、既存の施設や公園を活用して、児童館に限らず、子どもが集まれる場所を充実させるよう、今後も関係各課との連携を図りながら取組を進めてまいりますと回答しています。

以上のことから農業者トレーニングセンターの利活用については検討の余地があるのではないかと考えていますが、どのようにお考えになっているか、ご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

児童クラブが開設されております茶内の農業者トレーニングセンターの利活用についてです。

昨年度に策定いたしました第3期子ども・子育て支援事業計画におけるアンケートの力を入れてほしい子育て支援の取組の設問において、子どもが安心して遊べる公園などを整備してほしいが前回計画に引き続き多い状況となっております。自由記載欄では、子どもたちだけで集まれる場所や体育館の使用など、居場所づくりに関する意見も見受けられました。

現在、放課後児童の居場所づくりの一環として実施しております放課後児童クラブにつきましては、労働などにより、親が日中監護できないお子さんのみを対象とし、茶内と霧多布に開設しているところであります。

昨年度、放課後児童クラブで実施した保護者アンケートにおきましても、体育館などで遊ばせてほしいという意見がありましたが、児童の受入れと保護者のお迎えの時間が重なり、クラブ室とアリーナの両方を利用すると、指導員の目が行き届かなくなることから、通常授業の日はアリーナを利用することはできませんが、振替休日の日開所日や午前授業の日などは利用できるようにしているところであります。しかしながら、常時使用させることができる人員配置となっていないのが現状であります。

放課後児童クラブにつきましては低学年を中心に利用が多い傾向となりますが、高学年や中学生ともなると、成長とともに、地域での遊び場や習い事など、放課後の活動を自主的に選ぶ傾向が強くなると認識しているところであり、この年代のお子さんたちの居場所づくりの場として、茶内地区にお住まいの方は茶内の農業者トレーニングセンターを拠点にしてはという意見であると認識しております。

計画策定時のアンケートでは、体育館を開放してほしい、自由に集まり、遊べる児童館的な施設をとといった意見も出されておりますが、社会体育施設として現在利用されている方々との調整や職員の確保、施設の基準など、課題もあり、これらの課題を整理した上で児童館としての設置の可否を改めて判断、検討してまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） まず、意見が多かったということと公園整備という点から茶内地区に絞って提言をさせていただいてますが、課題の洗い出しが進んで検討の余地ができるような状況になりましたら、まず、茶内地区での事例づくりを進めていただければと思います。そうすることによって、ほかの地区にも応用でき得る事例になるのではないかと考えています。

その上で次の質問になります。

重複になるかもしれませんが、各地区での小・中学生の居場所づくり、多世代交流の場づくりをどのように進めていくのか、この点についてご回答ください。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川村則彦君） お答えいたします。

各地区での小・中学生の居場所づくり、多世代交流の場づくりについてです。

地域におけるニーズや課題は多種多様であると思われます。子ども・子育て支援事業計画の際のアンケートや子育て座談会で出された意見なども重要であるとは考えておりますが、これまでのアンケートでは、地区ごとの集約がなされていないことから、地区ごとの潜在的なニーズを把握する必要があるのではと考えており、具体的にどのような方法で酌み取り、どのように解決していくのかについては子ども・子育て会議の活用なども考えられると思われます。

時代とともに地域における実情やニーズは異なると思われますが、それを的確に把握することが重要であり、行政と地域との認識のずれがあってはならないと思っておりますことから、お互いが共通認識を持った上で地域と連携して居場所づくりに関して議論し、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 質問の2番目から続いて、まず、課題の把握、地区ごとでのニーズの集約がベースになると思いますが、その上で、試運転といいますか、一つの拠点に集めるということがどのようにいい効果を出すのか、また、地区ごとでどういうニーズが出るのかが合致しないと、行政の政策と本当に町民が求めるものが全くずれてしまい、避けたい事態だと思っています。

その点も加味しますけれども、これまで公園整備や地域の居場所づくりの点を軸に質問させていただいて、今回、改めて重要視したいと感じた点が二つほどありました。それが行政間の連携、もう一つがその姿勢です。

子どもの居場所、子育ての一つの軸に沿って私は以前から質問させていただいていますが、管轄が様々な課にわたっています。こういう提案がありますといったときも、それはこちらの課の管轄ですと言われます。これは仕方がないのですけれども、ちょっとした定番になっているのです。今まさにこの質疑でもそれが表れていると思うのです。質問しているのは私一人なのですけれども、答弁を下さる方が各課にわたっています。管轄上仕方がないこともあるでしょうし、それで効率化が図れているところもあるとは思いま

す。この仕組み自体がどうこうということではなく、それによるデメリットとして、課題認識がずれていってしまう、また、希薄になってしまいやすいといった点が挙げられると思います。この点に関しては、子育てという軸だけではなく、水産や農林など、当事者ごとに思う疑問と意識が変わってしまうので、仕方がないのかもしれないのですけれども、その結果が今回の子ども・子育て世帯に及んではいけないと思っています。

例えば、パブリックコメントの回答でも、恐らく、それぞれの項目への回答について、各担当課がそのコメントを評価し、返して、それを集約しているのだと思います。集約後に課長の皆様が何かしらの打合せをしていただいたとしても、先ほど申し上げたように、その場にいる課長のライフステージが当事者のライフステージではないことも多いと思いますので、そうなるイメージもつきにくく、認識もしづらいと思います。また、役に就いている方や担当者の方がもらった意見に対し、一人でどうしたらいいのだろうか、町民が何を求めているのだろうかといった疑問を持ちながら進めることも往々にしてあるのではないかと考えています。ですから、そのずれを修正する必要があると思っています。

比較的短いスパンで定期的に課題、問題を共有し、解決策まで協議するような連携体制が必須だと思っています。そこで、以前も提案したような課をまたいだプロジェクトのようなもの、まずは、関連する課長同士での体制づくり、そこから課題認識や進捗を共通認識し合うような会議を定例で開催してはどうかと思います。

子ども・子育て会議というワードも出たのですが、申し訳ないのですけれども、事実上、計画策定時のときのみ機能していたという印象です。でも、最前線で意見を集約して動くべき、また、動けるのは行政の皆さんだと考えています。

また、もう一つ申し上げた姿勢という点です。

今回のパブリックコメントでやや残念に感じた点がありました。

まず、パブリックコメントの集約結果についてで、ホームページに意見募集結果と書いてありまして、意見の取扱いに関しては、案を修正するものが0件、今後の参考とするものが6件、つまり、6件全てを今後の参考とするものとして集約されております。

パブリックコメントの募集期間は、先ほどご提示したように、2月13日から2月25日でした。そして、集計結果の周知は、ホームページでは3月27日だったと記憶しています。計画策定の周知はホームページ上の日にちで4月21日でした。

この周知時期を見ると、パブコメの集計からおおむね1か月あるのだと推察するのですが、今後の参考とするということについてです。これを決して後ろ向きに捉えているわけではないのですけれども、もう少し踏み込んで案の修正まで行くこともできたのではないかと考えています。

実際に子ども・子育て支援事業計画を見てみると、ほとんど第2期と代わり映えしないという印象でした。なお、補聴器の助成のことや霧多布湿原センターの授乳室の設置のことなどは割と細かく記載されておりました。また、公共施設の整備という点で、霧多布児童遊園地の遊具更新、また、先ほどのふれあい広場の整備も明記されているかと思うので

すけれども、こういったことから、今までどおりの居場所づくりについて検討するという文言ではなく、こういった利活用を進める、この場所もこんな取組を進める、パブリックコメントからもらった意見に沿って新たに計画項目を追加するといったような動きもできたのではないかと考えています。端的に言うと、検討の段階から脱却していただきたいということです。そして、こういった動きを取れるかどうかで、重要なのは、再三申し上げているとおり、連携、共通認識という点だと私は考えています。

以上のことから最後に町長にご質問させていただきます。

以前に提案したようなプロジェクトチームといいますか、または、今回提案したような行政内での定例会議を組織することについてどのようにお考えをお持ちいらっしゃるか、このことを質問し、終わります。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをします。

まずもって、組織の連携、そして、姿勢も含めてどうなのだという話だと思います。

組織的に言いますと、役場としては、事案があった都度、関係部署を集めて協議する場は常日頃から設けておりますけれども、子ども・子育て支援事業計画につきましては総合計画のように毎年ローリングをしているわけではありません。しかし、総合計画のように、子育て計画もスピード感を持って施策を実施するためにはそういったローリングする場を設ける必要があると認識しております。その場がもしかすると子ども・子育て会議になるのかもしれないですけれども、現状では、議員が言われますとおり、計画策定時以外は機能していないということです。そういったことも含め、再度、内部で協議させていただきたいと思います。

現在の子育てニーズをどうするかという課題が迫っている中で、よりスピード感を持ってやるためには、議員が言われるとおり、何らかの組織を立ち上げる必要があるだろうと認識しておりますので、まずは、今回リニューアルした総合文化センターまで、茶内・浜中地区から子どもたちをバスで送迎しようと思います。6月26日から始め、3回の試行運転が始まりますが、児童や親御さんからアンケートを取りながら、今後の本格運用も含めて検討しつつ、それに向けての組織づくりもしてまいりたいと考えております。

（3番國井葵議員、自席へ着く）

○議長（落合俊雄君） 以上で3番國井葵議員の一般質問は終了しました。

次に、5番川村義春議員。

（5番川村義春議員、質問席へ着く）

○5番（川村義春君） 通告に従い、一般質問を行います。

質問事項は3項目であります。

1点目の質問事項は、不良空家等除却補助制度の拡充をとしております。

空き家解体に関する補助制度は、不良空家等除却補助金交付要綱により運用しており、令和5年度から補助金の対象となる不良空き家等への補助率は5分の4、80%以内、補

助金の交付額は100万円を上限に予算の範囲内で交付するとなっております。

また、本町の空家等対策計画という別の計画がありまして、令和5年度から9年度までの5か年間となっております、これの対象とする空き家等の種類は、空家等対策の推進に関する特別措置法や浜中町空家等の適正管理に関する条例に規定するもので、空き家等と特定空家となっておりますが、解体の補助対象となる空き家等は含まれず、特定空家に対してのみ補助されていると映るのですが、いかがでしょうか。

令和7年度の当初予算は、不良空家等除却補助で1000万円、10件分、歳入財源は国の補助、空家対策総合支援事業補助500万円、事業費の2分の1と残りは一般財源で対応することになっております。

そして、空家等対策計画の目標であります、管理不全空き家等の件数として、具体的には、空き家等のうち、空き家等危険度判定の80点以上の空き家等件数を指標とし、その削減に取り組むようであります。補助金交付要綱第2条第1項の空き家等も町の単独補助による補助対象空き家に加えるなど、補助対象物件の制度拡充を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

この提案は、本年5月16日の報道による白糠町の空き家解体の補助制度のように、空き家解消で町内の災害対策や景観美化を進め、解体後の更地を移住や定住、地域活性化にもつなげる狙いであります。対象物件は、空き家店舗や今後空き家になる予定の物件も含めて補助制度が運用されておりますので、これを参考にしてはどうか、まず、これについてのお答えをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それでは、不良空家等除却補助制度の拡充という質問に対して、順次、回答していきたいと思っております。

まず、1点目の質問ですが、解体の補助対象となる空き家等は含まず、特定空家等に対してのみ映るかどうかという質問についてです。

不良空家等除却補助制度の補助対象空き家についてご説明いたします。

補助対象となる空き家とは、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等のうち、おおむね1年以上にわたって居住者のいないものを言います。そして、おおむね1年以上にわたって居住者のいない空き家のうち、不良空き家と認定されたものが補助対象となります。

では、不良空き家とはどうやって認定するのかと申しますと、おおむね1年以上にわたって居住者のいない空き家のうち、住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅と判定されたものを言います。ここで第2条第4項を抜粋しますと、「この法律において不良住宅とは、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいう」とあります。

では、その判定はどうやってするのかと申しますと、住宅地区改良法施行規則に、住宅の不良度の測定基準による測定表がありまして、それを基に防災対策室職員が現地調査を

行い、測定表の評点が100点以上のものが不良空き家と判定され、補助対象空き家となるものです。

したがって、議員の質問にあります本町の空家等対策計画に位置づける空き家等の種類の(1)空家等、(2)特定空家等で補助対象を判断するのではなく、おおむね1年以上にわたって居住者のいない空き家のうち、不良空き家と認定されたものが補助対象となりまして、決して特定空家等のみが補助対象になるわけではありません。

続いて、計画の管理不全空き家の件数について、いろいろな目標があるのですが、先ほどの質問では補助対象物件の制度拡充を検討すべきと思うがどうかということについてです。

まず、本町の空家等対策計画において、計画目標に管理不全空き家等の件数を減らす目標を立てており、その中で、空き家等危険度判定の80点以上のものを削減する取組を記載しております。質問では、補助金交付要綱第2条第1項に定める空き家等も補助対象に加えるべきとありますが、先ほどの説明でもありましたとおり、補助金交付要綱第2条第1項に定める空き家のうち、不良空き家等と認定されたものが補助対象となります。制度の拡充についてはこの次で回答しますが、現在、空き家等とか特定空家等、不良空き家等、空家等対策計画や補助金交付要綱の中ではそれぞれ違った意味を持っており、整合性が取りづらい状況となっていますので、空家等対策計画の次回の改正期に合わせて見直しを考えております。

最後の質問でございますけれども、現在の本町の補助制度については、令和5年度に補助額の上限を50万円から100万円に拡充しております。ご質問にある上限額の拡充及び条件の拡充については今後検討をしていくとしています。また、上限額の拡充については国の補助率5分の2が適用されますけれども、条件の拡充については国の補助対象から外れますので、拡充分については全額が町費負担となります。

したがって、財源の確保という点も踏まえ、現状すぐに回答は申し上げられませんが、検討していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） ただいま防災対策室長から、事務的な話として、町の不良空き家等除却補助金の交付要綱の内容と空家等対策計画のそれぞれの内容が示されました。

今、室長が言われたことを復唱しようかなと思ってメモしておいたのですが、言ってくれましたので、それで結構です。ただ、先ほどちらっと言っていましたとおり、例えば、同じ空家等対策計画の中で言う空き家等と特定空家が空家等対策計画の中で言われているものなのです。もう一つの補助要綱の中で言っている空き家と不良空き家というのがまた違うのです。ですから、先ほど言われたように、今後、見直しをする場合についてはその整合性を取るべきだと私は思っているのです。言ってみれば、分かりづらいのですよ。ごっちゃにして考えてしまうので、補助の対象や補助率がどうか、あるいは、一般財源として持つべきものが何ぼあるかが分からなくなるのです。

例えば、国の特措法を用いる場合については、2分の1の補助金が入るから大きなビルなんかも壊せるのです。残りは、町内なり市なり、自治体が持たなければならないという制度なのです。

なお、特定不良空家等に該当するものについて補助金の対象としますよということは、不良空家等除却補助金交付要綱は国の補助を得るがためにつくられた条例なのではないか、裏を返せば、そう見てとれるのです。補助要綱でも、空き家等というのは、おおむね1年以上にわたって居住者がいないものと定義づけられていますよね。私は、できるのであれば、これも補助の対象にすべきではないかと思うのです。それは、要するに、危険空き家としての認定を受けられれば対象になるということだと思うのです。

白糠町空家等除却費補助金というのは、特定空家などは関係なく、町単独費で解体に対する助成を出すもので、それが160万円だとこの前は報道されていたのです。

金額を増やせとかなんとかではなく、町内には不良空き家が結構あるのです。そして、今言われているように、例えば、補助金の対象になっている空家等対策計画でいう危険と判定された件数ですけれども、令和4年度は、80点以上のものが17件、100点以上のものが7件あるのです。これで24件あるけれども、対象となるのは7件分で、100点以上のものしか対象にならないわけです。残り85件で、全部で109件あるけれども、これは空家等対策計画の中で示された数字ですよ。それで非常に判断しづらいといいますか、補助金の交付要綱と空家等対策計画でいうものが見えてこないのが、混乱するのです。ですから、そこをきちんと整理してほしいなということです。

例えば、町内にある空き家で景観を損ねているものが結構あります。メインストリートのある霧多布市街地にも二、三軒あります。こういったものについては、不良空家等除却補助金の申請がされていれば別ですけれども、いろいろな要件があって、抵当権が入っているからできないなど、そういうものもあるのでしょうか、このままずっと放置しておいていいものかを随分危惧しているのです。その対策はどうなりますか、お伺いしておきます。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それでは、先ほどの質問にお答えします。

まず、不良空家等除却補助の対象となる空き家についてです。

先ほど議員がおっしゃったように、今、防災対策室では毎年空き家調査をしております。空家等対策計画においても、80点以上の空き家、これは管理不全空き家というものになるのですが、そちらは対象とならず、100点以上の特定空家と言われるものが対象になると答えましたが、先ほどの私の回答でいくと、80点以上の空き家も除却補助金を受けるための調査をして不良空家と認定されれば対象となります。ただ、先ほど議員もおっしゃったように、文言の整理も含め、空家等対策計画の中身が分かりやすくなるよう、また、整合性を取るために次回の改定の際に直したいと思います。

次に、恐らく、議員が最もおっしゃりたいのは、今回の4月の白糠町空家等除却費補助

金制度ですよね。たしか、もともとはなかった対策ですが、そこから一気に160万円の上限になって、さらに、空き家の見込みも対象になりましたけれども、そういったものへ浜中町もするべきではないかという質問が趣旨だと思います。

それに関して言うと、先ほどの回答にもなるのですが、補助金によらない、拡充してしまうとその分は補助金対象外ですから、全て町費の負担になります。財源の確保という点も踏まえ、今すぐに回答できるものではありませんので、改めて拡充をどこまでするのかどうかを検討していきたいという回答になります。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） ある意味、前向きな答弁をいただきましたけれども、白糠町のように、ふるさと納税など、潤沢な財源を持っているところは160万円出そうが200万円出そうがいいのですよ。我がまちのことを考えると、100万円以上に増やさなくても件数さえ上がればいいのです。除却できるような補助対象として認められるという話、今、不良空き家等で件数といいますか、協議会で危険度が判定され、補助の対象になりますよということですから、その数を増やしていったほうがいいのです。

空家等対策計画では目標があって、令和4年度の実績で特定空家が7件、それから、80点から99点未満の管理不全空き家が17件あって、合わせて24件あるわけですよね。これらについて、将来の目標として、何件までやりますよというような計画があるのです。これらを一日でも早く除却しなければ、景観上のこともそうですし、災害が来たとき、それらをどういうふう to 処理するのかということも出てくるので、この質問をしているのです。

私は、こじつけて、こういう場合はこうだ、ああだとは言いません。できるものはできる、できないものはできないとはっきりと言ってほしいのです。私も行政にいた人間ですから、その辺はわきまえていますので、はっきりしてほしいのです。

室長から、将来の拡充の範囲について検討するという話が出てきましたが、将来的には不良空き家等についてはできるだけ早く解消していただければと思います。町の基本的な考え方は、利活用できる空き家については利活用するし、できないものは除却する、所有者等の意向を確認して支援するというようなことが空家等対策計画の中できちんとうたわれていますので、そのことを大事にしてほしいなと思っています。

昨年の10月31日に決算審査特別委員会がありまして、その中で町長に対して質疑がされていると思うのですが、空き家対策における業務の一本化ということで、防災対策室には空家対策計画に基づく調査等があり、企画財政課には空き家バンクに係る業務があるということでした。そして、同じ空き家を対象物件としているのにそれぞれ分かれていてはどうなのだろうか、連携を取るためには一本化すべきだということで提言されていると思うのですが、その後、これについて検討されているのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたとおり、昨年の決算特別委員会で空き家窓口の一本化というようなご提言をいただいているということは私どもも十分に認識しております。

空き家等対策の現状でございますけれども、現在、浜中町空家等対策計画というものが令和5年から9年度までの計画期間で対策を講じています。この中で空き家の計画を進めていく体制としては、空き家等の除却などの相談窓口は、議員がおっしゃいました防災対策室と、そして、空き家バンク制度の相談窓口は企画財政課とこの計画の中では示されており、このとおりに現在は進めております。

現在は、空き家対策の関係の計画をつくったり、空き家の調査、あるいは、ただいまの除却の補助金との関係は防災対策室が担っておりまして、これは事務分掌、規則にもうたっているものでございます。

現在はこのようになっているわけでありまして、空き家等の施策を具体的に検討する組織として、空家等対策検討会議と対策協議会の外部委員会がありますけれども、こういうものも設置して空き家の対策を進めているということでもあります。

次に、今、出されている一本化のことで。

空き家の対策の状況の把握は防災対策室が行っているのですが、その情報がほかの課に十分に伝わっていないということかと思えます。今、空き家は109件あるとのことですが、それは防災対策室が調査し、把握しているのですが、その情報が企画財政課に渡っておらず、空き家の情報が共有されていないことがあって、相談に来られても分からない、たらい回しにされるという現象もある、大変分かりにくい状況があるというのは議員のおっしゃるとおりだと思っております。

そこで、今後のことですが、まずは情報の共有が大切でありますので、その対策を講じていきたいと思っております。なお、空き家だけで一つの係を設けるとするのは、今の人員と体制では難しいところがあります。また、例えば、一つの係にまとめてしまうと、その係の仕事が非常にきつくなり、十分な効果を発揮できないということにもなりますので、現状では、いろいろな課で情報を共有しながら空き家対策を講じていきたいと考えております。そして、協議会や検討会議もあるということでもあります。

現状としては一本化ということは難しいのでありますけれども、その不都合な部分については解消してくようにしたいと思いますので、ご理解をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） なかなかうまくまとまらないですね。

利活用できるものは利活用する、利活用できないものについては壊していくという理念があるわけですね。そして、そのために空き家バンクというのはすごく有効なのです。

今、地域おこし協力隊の人方も来ていますから、そういう人が利用できる空き家であれば町が買って、リフォームして、そこを貸し出すということだってできるのです。

移住、定住についてもそうです。これだけ涼しい気候であるわけだから、その住宅を町

で取得するか、空き家バンクの中で都市の方に紹介し、購入してもらう、貸すなど、そういう仕組みが空き家バンクの本来の姿なのです。それは釧路市もやっているし、幕別町もやっているし、調べてみたら、あちこちのまちで一生懸命やっているのですよ。でも、浜中では、補助をもらって壊すしか今はやっていないのです。また、補助をもらわなかったら全部を町で持たなければならず、それだけの財源があるかといったら、そういう財源もないから進まない、こういうジレンマなのです。それを何とか解決しようと私は言っていますので、そこは理解してください。

このお話で何時間も使うわけにはいけないので、次の質問に移ります。

2点目の質問です。

質問事項は津波災害を想定した復興計画の策定をということで質問します。

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に備えるため、令和6年度に丸山散布人工高台の完成を見えています。本年度から琵琶瀬地域に津波避難タワーの建設が始まっており、令和9年度までに避難困難地域に4基の避難タワーが建設される予定であります。

私は、防災関係についてずっと質問してきておりましたが、やっと避難タワーの建設までこぎ着けました。ただ、去年ですか、国の補助が停滞したという時期がありまして、その財源対策が一番心配なのです。そこで、国、道の補助を得て進めることができる確証を得ているかどうかについて確認しておきたいなと思っております。

あわせて、この6月中に震度4の地震が2回ほど続いています。また、最近は、十勝沖でマグニチュード6クラスの地震が頻発しているのです。悠長に構えているうちに津波が来てしまうかもしれません。そんなことから前倒しで建設ができないのか、避難困難地域の人方の命を守る意味ではそういうことが大事なのかと思っており、それについても聞いておきます。

そして、提案であります、津波被災後を想定した復興計画を策定する考えはないのかということです。

例えば、津波が防潮堤を越えて霧多布の市街地に流入して井状態になるというふうなことも想定されます。8メートル以上の津波が来ればそうなります。そんなことで、家屋や店舗の流出、道路や橋梁の破損、水道、電気、下水道などのライフラインの早期復興に向けた手順、それから、医療体制の確立、漁船、業務資材などの流出に係る支援対策、さらには、完全に水没してしまった場合には新たな人工地盤をつくるということも奥尻を参考に考えておく必要があるのではないかなと思っているのです。

津波の襲来が近づいていると思います。今すぐとは言いませんけれども、近い将来のことを考えて、今からでも想定して、構想でもいいと思うのですけれども、スケジュールや手順をつくっておく必要があるのではないかなと思っています。そんなことで、その考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） それでは、ご質問に回答いたします。

まず、1点目ですが、現在実施中の津波避難対策緊急事業計画は、計画どおり、国、道の補助を得て進めることができる確証を得ているかについてです。

現在実施中の丸山散布避難高台及び4地区の避難タワー建設事業については、津波避難対策緊急事業計画にのっとり、令和5年度から9年度までの5か年事業として、内閣総理大臣の同意を受けて実施しており、計画は確証を得ております。

ただし、財源となる国、道の補助については当該年度の補助金交付決定が来るまで確証を得ることになりませんけれども、国、道に対しては、毎年実施している補助金要望ヒアリングなどにおいて、浜中町の総事業費や年度ごとの事業費とそれに伴う補助金要望額は示しており、その要望額に基づき国や道は新年度の予算要求をしていくので、今後において要望どおりの補助金交付を期待するものです。

続いて、5月から6月に入り、釧路・十勝・日高管内等で震度4の地震が発生しており、今後大きな地震が来るかもしれないと町民も我々も不安に思っているところです。そのような中、避難タワー建設を前倒しできないかとの質問でございますけれども、前倒しは非常に難しい状況です。

現在の計画では、令和8年1月末に琵琶瀬地区のタワーが完成予定、その後、令和8年2月頃に仲の浜地区と新川西地区のタワー建設の契約締結を予定しています。そして、令和9年1月末に仲の浜地区と新川西地区のタワーが完成予定で、令和9年2月頃に暮帰別地区のタワー建設の契約締結を予定し、令和10年3月までに暮帰別地区タワー完成を予定しています。

このスケジュールで前倒しするとすると、暮帰別地区避難タワーを仲の浜・新川西地区と同時に実施する方法しかありません。これを踏まえ、前倒しが難しい理由としては、財源、国の補助金の問題になりますけれども、令和6年度及び令和7年度の当初配分は要望額どおりの交付がなされませんでした。また、都市防災総合推進事業を活用する市町村の数も増えてきていることから、令和8年度以降においてもこの厳しい状況は変わらないと本町では想定しております。さらに、令和8年度の概算要望ヒアリングは既に終えており、この後に実施する令和8年度の本要望ヒアリングにおいて暮帰別地区避難タワー分を追加要求しても状況は大変厳しいと考えておりますので、前倒しはできないもののご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 続きまして、津波被災後を想定した復興計画の考えについてお答えします。

近年、国では、被災後を想定した事前復興まちづくり計画の策定を推進してきておりますし、国交省では事前復興まちづくり計画の検討のためのガイドラインも作成されているところであります。

こういった状況の中で、本町につきましても、事前復興まちづくり計画の策定は必要ではないかとの考えは持っております。ただ、復興計画をつくることにつきましては未来の

まちづくりを考えることと同様の意味を持っていると考えておりますので、その計画策定には、役場の関係部署、町民、特に若い世代との意見交換や協議を重ねながら事前復興まちづくり計画を作成していかなければならないという考えでありますので、その策定には長い期間がかかると考えてございます。

いずれにしても、議員のおっしゃいますとおり、建物、ライフライン、そして、福祉・医療体制も含めまして、各種行政支援を多岐にわたって被災後に少しでも円滑に進めていくためには復興計画が重要であると考えておりますので、町全体としてどう対応していくかについて検討していきたいと考えております。

総合計画と同様のレベルのものであり、十分に考慮しながら検討したいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 町長から大変大事なものであるのではという認識を示していただきました。

その上で、総合計画をつくるぐらいのスパンが必要だというようなお話でしたけれども、何年ぐらいかかるという話をしていたのでしょうか。もう来てしまってからでは遅いのです。今、震度4の地震が続いていますよね。そして、うわさですけども、東北の3.11の地震、津波を予言した人が7月頃に太平洋側で大きな地震が来るよ、津波が来るよと言っているという話がまことしやかにささやかれていて、皆さんも聞いていますよね。私もあらぬところから聞いてびっくりしているのです。

仮にそんなことがあった場合、今、計画をつくってももう間に合わないですからあれですが、本当に緊急に、取りあえず一番先にしなければならないようなことをスケジュール的に組んでおくといいますか、構想といってもきっちり固まったものではなくて結構だと思うのですが、そんなものをより早くつくるといふ意気込み的なことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えします。

事前復興計画についてですが、全国に1788自治体ありまして、策定済み、もしくは、策定中であるといった自治体が60あります。その割合は3%といったところで、北海道内では、唯一、むかわ町のみが策定済みであると聞いております。

むかわ町は、ご存じのとおり、海岸線が短いです。そのむかわ町でも計画の策定には2年を要したということです。担当から話を聞きますと、浜中町のような沿岸の長い自治体ではさらにかかるだろうというふうに言われております。ただ、千島海溝沿い巨大地震、大津波につきましては一刻の猶予もないという中での対策も含めてしていかなければならないと思っています。また、まずは基本の備えが一番大事であります。発災しないことを願っておりますが、発災後の復興でありますので、そういったことも含めて協議させていただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 防災関係は、人の命が一番大事ですから、まずは逃げることに専念してもらって、その後に復興ということにつながっていくわけです。今、町長が言われたように、できるだけ早くというようなことで押さえておきたいと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、3 点目に入ります。

質問の内容については、霧高生の活性化（案）を行政施策にということです。

霧多布高等学校の3 年生が郷土学習の浜中学の集大成として、「住みやすいまちづくり浜中」をテーマにしたまちの活性化を発表したと報道されました。そこで、生徒が発表した本町の活性化を行政施策に反映する考えはないかということでお聞きします。

例年であれば、私ども議会も報告会に参加して生徒の意見を聞いたりできたのですがけれども、先ほども言いましたように、10 月31 日に決算審査特別委員会があって、楽しみにしていたのですがけれども、聞くことができませんでした。

町長が印象に残った活性化案があったように報道されておりましたので、差し支えなければその内容をお知らせいただきたいです。行政施策に反映するような提案があったのかどうか含め、をお願いをしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えをいたします。

浜中学は、各総合的な探究の時間の一環ということで、将来に必要な課題解決能力、そして、発信力を養うための学習ということで、3 学年になりますと報告会があります。昨年の10 月31 日に開催されまして、私も行ってまいりましたがけれども、生徒たちは、5 班に分かれまして、高校生らしい様々なまちの活性化のための提案をしていただきました。

3 月定例会の際、7 番議員からも同じような質問がなされ、そのときも回答しましたが、まず、バス停の日本語表記と併用して英語表記をしているといったことも含め、浜中学で提案していただきました内容につきましては、その都度、できるものから取り入れているつもりですし、高校生や先生たちと共有しながら進めております。

昨年の10 月31 日も様々な提案がなされておりますが、先ほども言いましたとおり、行政としてできるものは生徒の考えに耳を傾けまして、将来を担う生徒が考えた案をなるべく取り入れていきたいという思いはございます。そのスタンスは変えずに今後もいきいたいと思っていますし、今回でありますと、海洋ごみを拾う活動を増やす、イベント、そして、フォトスポットラリーといいますか、町内のフォトスポットを回って歩き、全スポットを回ると景品がもらえるような仕組みはどうかという話もありました。あるいは、ポイ捨て防止のためにデザインされたごみ箱の設置なども提言されました。これらについて、行政として取り入れられるものは取り入れていきたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5 番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 今、町長から取り入れられるものは取り入れていきたいという答弁がありました。

今、浜中町で6人の地域おこし協力隊を入れて、いろいろな分野で頑張ってもらえていると思うのです。霧多布高校の子どもたちと一度懇談をするなどもあるかと思います。今、きれいな星空を生かした天体観測の開催も提案されているみたいですし、多分、共通する項目がまちおこしの中で出てくるのかなと思っていますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

それだけを聞いて、終わります。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） ご質問にお答えいたします。

今年4月に着任した地域おこし協力隊の皆さんですけれども、4月、5月と非常に活発に活動をされております。

議員のご質問の霧多布高校の生徒たちとのディスカッションについてですけれども、霧多布高校の授業参観日の日に協力隊の皆さんにご案内がありまして、参加している状況でございます。

また、学校関係からの方からの問合せ等も増えてきておりますし、その都度、自分のスケジュールを考えながら参加しているという状況で、そういった機会を通し、いろいろとディスカッションをしておりますので、ご理解をいただければと思います。

（5番川村義春議員、自席へ着く）

○議長（落合俊雄君） 以上で5番川村義春議員の一般質問は終了しました。

これで一般質問を終わります。

日程第12 議案第42号 浜中町の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第12、議案第42号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第42号浜中町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、「姉妹都市若しくは友好都市の提携又は解消を決定すること」を議会の議決を要する事件として条例に加えるものであります。

自治体間における友好都市の提携は、地域の文化、経済、観光交流の活性化、そして、住民同士の相互理解を深めていく上で重要な役割を果たしております。こうした重要な事件の決定は本町の将来にも影響を及ぼすものであり、町民を代表する議会の場において議論され、合意が形成されることが望ましいものでありますことから、本条例の一部を改正

し、「姉妹都市若しくは友好都市の提携又は解消を決定すること」を追加するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第４２号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第４２号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第４２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

日程第１３ 議案第４３号 浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（落合俊雄君） 日程第１３、議案第４３号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第４３号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う賦課限度額などの改正と前年所得に基づく国民健康保険税率等の改正を行うものであります。

保険税につきましては北海道に納める国民健康保険事業費納付金に充てる財源として北海道から示された標準保険税率を基に前年所得と決算見込みによる剰余金などを考慮した上で税率等の改正を行うものであります。

地方税法施行令の一部改正に伴う改正では、基礎課税額の賦課限度額６５万円を６６万円に、後期高齢者支援金等を課税額の賦課限度額２４万円を２６万円に引き上げる改正であります。

また、５割軽減及び２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について、被保険者の数

等に乗ずるべき金額を引き上げる改正を行い、保険税軽減措置を拡充しようとするものがあります。

次に、前年所得の確定と決算見込みなどに基づく改正では、保険税の基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護給付金課税分について所得割を改め、それに準じて被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正に伴い、7割、5割、2割の金額についても改正を行います。

この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用することとしております。

なお、このたびの条例改正につきましては、去る5月23日開催の令和7年第2回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付で答申をいただいているところであります。

以上、提案理由をご説明しましたが、詳細につきましては保険課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、議案第43号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

このたびは、地方税法施行令の一部改正に基づく所要の改正と国民健康保険税の算定の基礎となります前年所得の確定による税率及び税額の改正を行うものです。

国民健康保険を取り巻く状況は、加入者の少子高齢化等による減少、医療費の増加、被用者保険の加入拡大などにより、安定的に市町村単位で運営を続けることが困難になってきているところです。

平成30年度から新制度が始まり、北海道全体で国民健康保険事業を運営することになりました。北海道全ての市町村が国民健康保険事業費納付金を負担し、医療費などの財源を確保し、全道で支え合う医療保険として都道府県化され、スケールメリットを生かしながら、現在、運営しているところでございます。

それでは、議案関係資料、資料番号3の9ページをお開きください。

この表につきましては、条例改正に係る浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が現行条文、左側が改正案で、アンダーラインの部分が今回改正しようとする条文の字句であり、17ページまでとなっております。

説明の便宜上、新旧対照表の説明は省略させていただき、18ページの浜中町国民健康保険税条例改正概要に基づきまして、主な改正内容をご説明いたします。

18ページをお開きください。

改正事項1の課税限度額の引上げでは、地方税法施行令の一部改正に基づき、第2条第2項及び第23条第1項に規定されております基礎課税額について、65万円から66万円に、第2条第3項及び第23条第1項に規定されております後期高齢者支援金等課税額について、24万円から26万円にそれぞれ改めるものであります。

改正事項2の税率等の改正では、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の改正で、

基礎課税分について第3条第1項に規定されております所得割で、現行の100分の7.84を100分の7.13に改め、第5条に規定されております被保険者均等割で現行の3万800円を2万9300円に、第5条の2の第1号世帯別平等割で現行の3万100円を3万400円に、第2号特定世帯で現行の1万5050円を1万5200円に、第3号特定継続世帯で現行の2万2575円を2万2800円に改めるものです。

次に、後期高齢者支援金等分について、第6条に規定されております所得割を現行の100分の2.32を100分の2.03に改め、第7条の2の被保険者均等割で現行の1万円を9500円に改めるものです。

次に、介護納付金分について、第8条に規定しております所得割を現行の100分の2.08を100分の1.83に改め、第9条の2の被保険者均等割で現行の1万円を9600円に、第9条の3の世帯別平等割で現行の7900円を7500円に改めるものです。

改正事項3の保険税の軽減、(1)の7割軽減では、基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税額の改正に伴い、被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正するものです。(2)の5割軽減では、軽減判定所得の算定方法の変更で、地方税法施行令の改正により、第23条第1項第2号中の被保険者数等に乗ずる金額29万5000円を30万5000円に改めるものです。

18ページから19ページにかけましては、基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税額の改正に伴い、被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正するものです。

(3)の2割軽減では、軽減判定所得の算定方法の変更で、地方税法施行令の改正により、第23条第1項第3号中の被保険者数等に乗ずる金額54万5000円を56万円に改めるものです。また、基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税額の改正に伴い、被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正するものです。

改正事項の4の未就学児に係る均等割軽減では、基礎課税分及び後期高齢者支援金等分について、第23条第2項第1号及び第2号中のイの7割軽減、ロの5割軽減、ハの2割軽減、ニの低所得者軽減世帯以外の軽減額をそれぞれ改正するものです。

以上、改正条例の規定については公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するとしております。また、経過措置といたしまして、改正後の浜中町の国民健康保険税条例の規定は令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとしております。

次に、20ページをお開きください。

国民健康保険税条例改正資料をご覧ください。

まず、1の前年度との税率比較について説明いたします。

このたびの改正による税率及び税額について、前年度との比較を申し上げますと、令和7年度の所得割は、基礎課税分で7.13%、0.71ポイントの減、後期高齢者支援金等分で2.03%、0.29ポイントの減、介護納付金分で1.83%、0.25ポイン

トの減となります。

次に、被保険者均等割額では、基礎課税分で2万9300円、1500円の減、後期高齢者支援金等分で9500円、500円の減、介護納付金分で9600円、400円の減となります。

未就学児の被保険者均等割は5割軽減され、基礎課税分で1万4650円、750円の減、後期高齢者支援金等分で4750円、250円の減となります。

世帯別平等割額は、基礎課税分で3万400円、300円の増、介護納付金分で7500円、400円の減となります。

特定世帯、特定継続世帯は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に、課税限度額は基礎課税分が65万円から66万円へ1万円引き上げられ、後期高齢者支援金等分が24万円から26万円へ2万円引き上げられ、限度額の合計は109万円となり、前年度から3万円の増額となります。

次に、2の前年度との課税比較についてご説明いたします。

この表は、令和7年度の課税見込額、収納見込額、当初予算比較、被保険者数1人当たり平均課税額、課税世帯などを前年度と比較したものでございます。

まず、①列は条例改正後の課税見込額で、令和7年度の総額は、計の欄で3億1797万8000円で、前年度比較で3261万1000円の減となっております。

②列は課税見込額に収納率96%を乗じた収納見込額で、令和7年度では計3億525万8000円で、3130万6000円の減となっております。

④列は当初予算比較で、収納見込額から当初予算額を差し引いた額が令和7年度の計361万1000円で、109万8000円の減となっております。

⑤列は被保険者数で、基礎課税分と後期高齢者支援金等分は1961人で90人の減、介護納付金分は659人で38人の減となっております。

⑥列は1人当たりの平均課税額で、基礎課税分は11万170円で5818円の減、後期高齢者支援金等分は3万5934円で1757円の減、介護納付金分は4万7750円で3029円の減となり、この結果、課税見込額の計を被保険者数で除した⑥列の1人当たり平均課税額は16万2151円で、前年度比較8785円の減となっております。

⑦列は課税世帯で、基礎課税分と後期高齢者支援金等分は943世帯で43世帯の減、介護納付金分は474世帯で20世帯の減となっております。

⑧列は1世帯当たりの平均課税額で、基礎課税分は22万9103円で1万2166円の減、後期高齢者支援金等分は7万4726円で3677円の減、介護納付金分は6万6386円で5260円の減となり、この結果、1世帯当たりの平均課税額は33万7198円となり、前年度比較1万8369円の減となっております。

最後に、⑨列は限度額超過世帯で、基礎課税分は118世帯14世帯の減、後期高齢者支援金等分は78世帯で17世帯の減、介護納付金分は73世帯で5世帯の減となっております。

次に、２１ページをご覧ください。

３の低所得者軽減対象調でございます。

左の区分欄から、上から順に７割、５割、２割の基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の保険税の軽減区分ごとの資料となります。

下段の計の欄の被保険者数及び世帯数についてのみ申し上げます。

A列は被保険者数で、基礎課税分と後期高齢者支援金等分は６２５人、被保険者数割合は３１．９％、介護納付金分は１６７人、被保険者数割合は２５．３％となっています。

B列は世帯数で、基礎課税分と後期高齢者支援金等分では３４２世帯、世帯割合は３６．３％、介護納付金分は１４３世帯で、世帯割合は３０．２％となっております。

次に、２２ページをお開きください。

こちらは、軽減区分ごとの保険税軽減額の資料となっております。

下段の計欄のみ申し上げます。

被保険者均等割額は、基礎課税分で９２８万５１７０円、後期高齢者支援金等分で３０１万５５０円、介護納付金分８０万８３２０円となっております。

世帯別平等割額は、普通世帯で、基礎課税分で５７５万１６８０円、後期高齢者支援金等分で１８５万４１６０円、介護納付金分で５５万５７５０円、特定世帯及び特定継続世帯については記載のとおりとなっております。

軽減額の計では、基礎課税分で１５３７万８８５０円、後期高齢者支援金等分で４９７万４９６０円、介護納付金分で１３６万４０７０円となっております。

以上がこのたびの条例改正事項に関する説明となります。

次に、２３ページをご覧ください。

こちらの表につきましては、令和６年度国民健康保険特別会計決算見込書となります。

令和７年４月末時点のものでありまして、歳入歳出の科目ごとに予算額と決算見込額を比較したもので、税率算定の際に用いて、歳入の国民健康保険税を除き確定しているものでございます。

資料の右下に記載の見込金額についてのみ申し上げます。

歳入合計は１０億８５１４万４０００円、歳出合計は１０億７５４９万１０００円、翌年度繰越見込額は９６５万３０００円となっております。

次に、２４ページをご覧ください。

令和６年度国民健康保険税収納状況調書でございます。

こちらの表は、令和７年５月末時点の速報値としてお示しした資料となります。

上の表の国民健康保険税中の下段の合計欄のみ申し上げます。

合計は、現年課税分、予算額３億３５３５万５０００円、調定額３億４３５６万８７００円、収納額３億３５６４万２１８１円、不納欠損額５万７７００円、収入未済額７８６万８８１９円、収納率は９７．７％で、前年度比較０．７ポイントの減となっております。

次に、滞納繰越分ですが、予算額４８９万９０００円、調定額１７２２万９８８９円、

収納額 5 8 4 万 3 4 8 円、不納欠損額 4 万 5 2 4 3 円、収入未済額 1 1 3 4 万 4 2 9 8 円、
収納率は 3 3. 9 % で、前年度比較 0. 1 ポイントの減となっております。

保険税合計で、予算額 3 億 4 0 2 5 万 4 0 0 0 円、調定額 3 億 6 0 7 9 万 8 5 8 9 円、
収納額 3 億 4 1 4 8 万 2 5 2 9 円、不納欠損額 1 0 万 2 9 4 3 円、収入未済額 1 9 2 1 万
3 1 1 7 円、収納率は 9 4. 6 % で、前年度比較 0. 6 ポイントの減となっております。

この結果、最終決算見込額は約 1 4 0 0 万円の黒字決算となりますが、次年度以降、北
海道に納める国保事業費納付金の増額が予想されることや国保加入者の減少、昆布漁など
の漁獲量の低下による減収、地域の経済状況など、総合的に判断いたしまして決算剰余金
を減税財源に充当せず、国民健康保険財政調整基金に積み立てることとなりました。

国保会計の財政基盤を担う保険税につきましては、大変厳しい地域経済状況の中、加入
者の納税意識の高揚と各種収納対策によりまして高い収納率を現在維持することができて
おります。本年度におきましても、相互扶助の原則を踏まえながら、保険税の収納確保に
努めるとともに、医療費適正化の推進を図り、国保会計の健全な運営に努めてまいりたい
と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、議案第 4 3 号の補足説明となりますので、よろしくご審議くださいますようお願い
申し上げます。

○議長（落合俊雄君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3 時 0 6 分）

（再開 午後 3 時 3 5 分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから議案第 4 3 号の質疑を行います。

5 番川村義春議員。

○5 番（川村義春君） 特に聞くことを整理していなかったのですが、議案関係資料の 2
3 ページです。

これは令和 6 年度の国民健康保険特別会計の決算見込額ということとして、歳入の決算
見込額が 1 0 億 8 5 1 4 万 4 0 0 0 円、歳出の決算見込額が 1 0 億 7 5 4 9 万 1 0 0 0 円
ということで、歳入合計から歳出合計を引きますと 9 6 5 万 3 0 0 0 円の次年度繰越しと
なりますが、令和 7 年度に対する繰越財源については、速報値で算定すると、その分の差
額を考えなければならないのでしょうか。そうすると 1 4 0 0 万円ぐらいになりますよね。
それが純粋な繰越財源ということだと思ふのです。

ここの表の右下にあります基金残額を加えて、減税財源投入可能額ということで 1 億 1
5 1 3 万 4 0 0 0 円とあるのですが、このうち、どのくらい減税財源に充当したのかを聞
いておきます。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） 議案関係資料の 2 3 ページの令和 6 年度の決算見込みの内容
についての関連のご質問だと思います。

今、議員のお話にあったとおり、決算につきましては、4月末時点で965万3000円の決算見込み、そして、5月の収納額を合わせまして約1400万円が7年度への繰越財源となります。そして、現在、基金の約1億100万を足します。

今年度の北海道へ支払う納付金に対する財源として国保税を町民に負担していただくことになるのですが、休憩前に説明したとおり、税率に関しましては昨年にも続きましてまた下がったということで、基金の取崩しをしなくても十分な負担はしていただけます。

また、どのぐらい減税財源が充当するかですが、965万3000円と5月分の収納額1400万円の分を結果的には剰余金として減税財源に充てることとなりますが、この1400万円を減税財源に丸々充てるという考えではなく、国保運営協議会の中でもお話がありましたけれども、このうちの1000万円ほどを7年度の基金として積み立てたらどうかということで、その差額分を減税財源として充てようと思っています。

なお、去年とおとしは、昆布漁といいますか、町内の課税所得額が上がっていることがあります。それで今後何が起こり得るかという、7年度、8年度以降の納付金上がる可能性が出てきます。それに備えるため、減税財源はある程度は保有しておかないと、不測の事態になったとき、例えば昆布漁がすごく不漁になったなど、様々なことがあると思うのですけれども、そういったものに備えるための財源として基金は積み立てておかねばならないといった運営協議会の委員の意見も踏まえながら、そういう措置をしたところでございます。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第43号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第44号 浜中町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第14、議案第44号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第44号浜中町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和7年4月1日より施行された建設業法施行規則等の一部を改正する省令に伴い、引用条文が繰り下がるため、関連規定を整備するものであります。

なお、施行期日については公布の日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第44号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第44号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第45号 浜中町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

○議長（落合俊雄君） 日程第15、議案第45号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第45号浜中町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案の理由をご説明申し上げます。

過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、農林水産業の低迷、産業の担い手不足、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能低下など、依然として厳しい状況にあることから、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する

特別措置法が施行され、本町につきましても過疎地域の指定を受けていることから、令和3年度に浜中町過疎地域持続的発展市町村計画を策定しております。

計画の変更について主務大臣に提出するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

今回の計画の変更概要を申し上げますと、過疎対策事業債を活用する予定となっているふれあい交流公園整備事業に係る記載を計画本文と事業内容に追加するものであります。

また、計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年となっております。

なお、令和7年3月19日付地政第2249号をもって北海道知事との協議も調っております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第45号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第45号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第17 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（落合俊雄君） 日程第16、議案第46号、及び、日程第17、議案第47号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君）（登壇） 議案第46号及び議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しな

ければならないこととなっております。

このたび、円朱別地区辺地及び西円朱別地区辺地の整備計画について、総務大臣に提出するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

整備計画の概要を申し上げますと、議案第46号円朱別地区辺地及び議案第47号西円朱別地区辺地ともに公社営草地整備事業となっております。

また、計画期間は、どちらの地区も令和7年度から令和11年度までの5か年となっております。

なお、令和7年5月7日付地政第422号をもって北海道知事との協議も調っております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。（降壇）

○議長（落合俊雄君） これから議案第46号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第47号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第46号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第19 議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第20 議案第50号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長(落合俊雄君) 日程第18、議案第48号、ないし、日程第20、議案第50号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) (登壇) 議案第48号議案第49号及び議案第50号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないこととなっております。

このたび、姉別地区辺地、茶内地区辺地及び熊牛地区辺地の整備計画の変更について、総務大臣に提出するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

計画変更の概要を申し上げますと、議案第48号姉別地区辺地及び議案第50号熊牛地区辺地につきましては公社営草地整備事業を加えるもの、議案第49号茶内地区辺地につきましては、同じく公社営草地整備事業を加えるとともに、境橋改修工事事業に係る事業費が増額となる見込みであることから、計画に記載している辺地対策事業債の予定額を増額するものであります。

計画期間につきましては、姉別地区辺地は令和3年度から令和7年度までの5か年、茶内地区辺地及び熊牛地区辺地は令和4年度から令和8年度までの5か年としております。

なお、令和7年2月13日付地政第1993号をもって北海道知事との協議も調っております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長(落合俊雄君) これから議案第48号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第４９号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第５０号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第４８号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第４９号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第５０号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

これから議案第４９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

これから議案第５０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

延 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 3時53分）